

# モバイル市場における 公正競争環境の整備について

平成21年3月31日  
総務省総合通信基盤局  
料金サービス課

- モバイル市場では、携帯電話契約が1億件を突破し、ビジネス展開上・日常生活上の基礎的インフラとしてその重要性が著しく高まっており、固定ブロードバンド市場では、08年度第一四半期に、FTTHとDSLの契約数が逆転し、FTTHが名実ともに主役の地位に躍り出ている。これに伴い、他事業者のネットワークを利用する形態の事業展開も活発化し、これらは、通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場として今後の更なる発展が期待されている。
- 本件は、このような市場環境の変化に対応し、電気通信市場における公正競争環境確保の観点から接続ルールの在り方について検討を行うものである。

## I. モバイル市場の公正競争環境の整備

1. 第二種指定電気通信設備制度の検証
  - (1)規制根拠・規制内容の検証【P3】
  - (2)標準的接続箇所やアンバンドルの考え方【P7】
  - (3)接続料原価算定の考え方(適正な原価等)【P10】
  - (4)接続料算定と規制会計の関係【P19】
2. ネットワークインフラの利活用
  - (1)鉄塔等の設備共用ルールについて【P21】
  - (2)ローミングの制度化について【P23】



## II. 固定ブロードバンド市場の公正競争環境の整備

1. FTTxサービス
  - (1)FTTHサービスの屋内配線
  - (2)ドライカッパのサブアンバンドル(FTTRサービス)
2. DSLサービス
  - (1)電話重量型DSLサービスの事業者名申込み
  - (2)回線名義人情報の扱い(洗い替え)
3. ネットワークインフラの利活用
  - (1)中継ダークファイバの空き芯線がない区間でのWDM装置の設置
  - (2)中継ダークファイバに係る経路情報の開示



## III. 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備

1. 通信プラットフォーム機能のオープン化
  - (1)移動網の通信プラットフォーム機能
  - (2)固定網(NGN)の通信プラットフォーム機能
2. 紛争処理機能の強化等
  - (1)電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の強化  
(電気通信事業を営んでいるものの、電気通信事業法の適用除外とされている者に係る紛争事案の扱い)
  - (2)当該者に関し電気通信事業法上検討すべき課題



## IV. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方

1. 接続料算定上の課題
  - (1)逆ざや問題
  - (2)ビル&キープ方式
2. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方
  - (1)今後の接続ルールとその基となるドミナント規制の在り方を検討する際の視点
  - (2)現行の接続ルールやその基となるドミナント規制について今後見直しが必要と考えられる事項



# ①規制根拠・規制内容の検証

## 1. 第二種指定電気通信設備制度の検証

■第二種指定電気通信設備制度は、電波の有限希少性等により新規参入が困難な市場が形成されており、このような市場で相対的に多数の移動端末設備を収容する設備を設置する事業者は、他の事業者との接続協議において強い交渉力を有し、優越的な地位に立つといった市場支配力に起因した規制である。

①この点が、設備のボトルネック性に起因した規制である第一種指定電気通信設備制度とは異なるが、上記**市場環境の変化等を踏まえ、両指定電気通信設備制度間の規制根拠の差異についてどのように考えるか。**

②また、両制度の規制根拠の差異に起因して、第一種指定電気通信設備を設置する事業者には、接続約款の認可制・接続会計の整理義務等が課される一方、第二種指定電気通信設備を設置する事業者には、接続約款の届出義務が課される等の規制の差異が生じているが、**両者の規制根拠の差異に照らして現行の規制の差異についてどのように考えるか。**

### 各事業者の意見

#### ①二種指定事業者の範囲

##### 全携帯事業者に拡大

- ①規制対象外の携帯事業者も、約2000万の契約者を抱えるなど、交渉力は強くなっている
- ②二種指定事業者に課される規制は、何ら特別なものではなく、全事業者の遵守が望ましい
- ③欧州では、携帯着信の支配力から、全事業者が規制対象

(①NTT持株、②・③ドコモ、①東西、①コミュニケーションズ)

##### 携帯事業者の上位三社に拡大

■無線周波数の有限希少性等に起因して、上位3事業者による市場の寡占状態が形成

(MVNO協議会)

##### 指定の基準値は引き下げるべきでない

■競争のダイナミズムを維持するためには規制の強化はドミナントに限定すべきであり、指定電気通信設備制度の基準値は引き下げるべきではない

(SBM)

##### 規制自体が本来は不要

■固定分野と異なり、移動体では、複数の事業者により設備競争が機能。したがって、移動体分野においては規制ルール自体が本来は不要

(KDDI)

#### ②一種指定と二種指定の規制内容の差異

##### 規制の同水準化が必要

- ①二種指定制度は、競争促進として十分に機能しているのか問題。一種指定と同様のルール化等が必要
- ②携帯電話市場は、固定電話市場を上回る契約者数。電気通信市場全体での市場支配力は非常に大きく相互接続が不可欠だが、接続料が高額。その内訳を開示させるためにも、同等の規制が必要

(①イー・モバイル、テレサ協、②フュージョン・コミュニケーションズ、MVNO協議会、MCF、個人)

##### シェア40～50%の事業者には追加的な規制が必要

■一般的な競争法の整理やEUの市場支配力の議論では、市場シェアが40～50%の閾値を超える事業者には市場支配力の存在が認められている

(SBM)

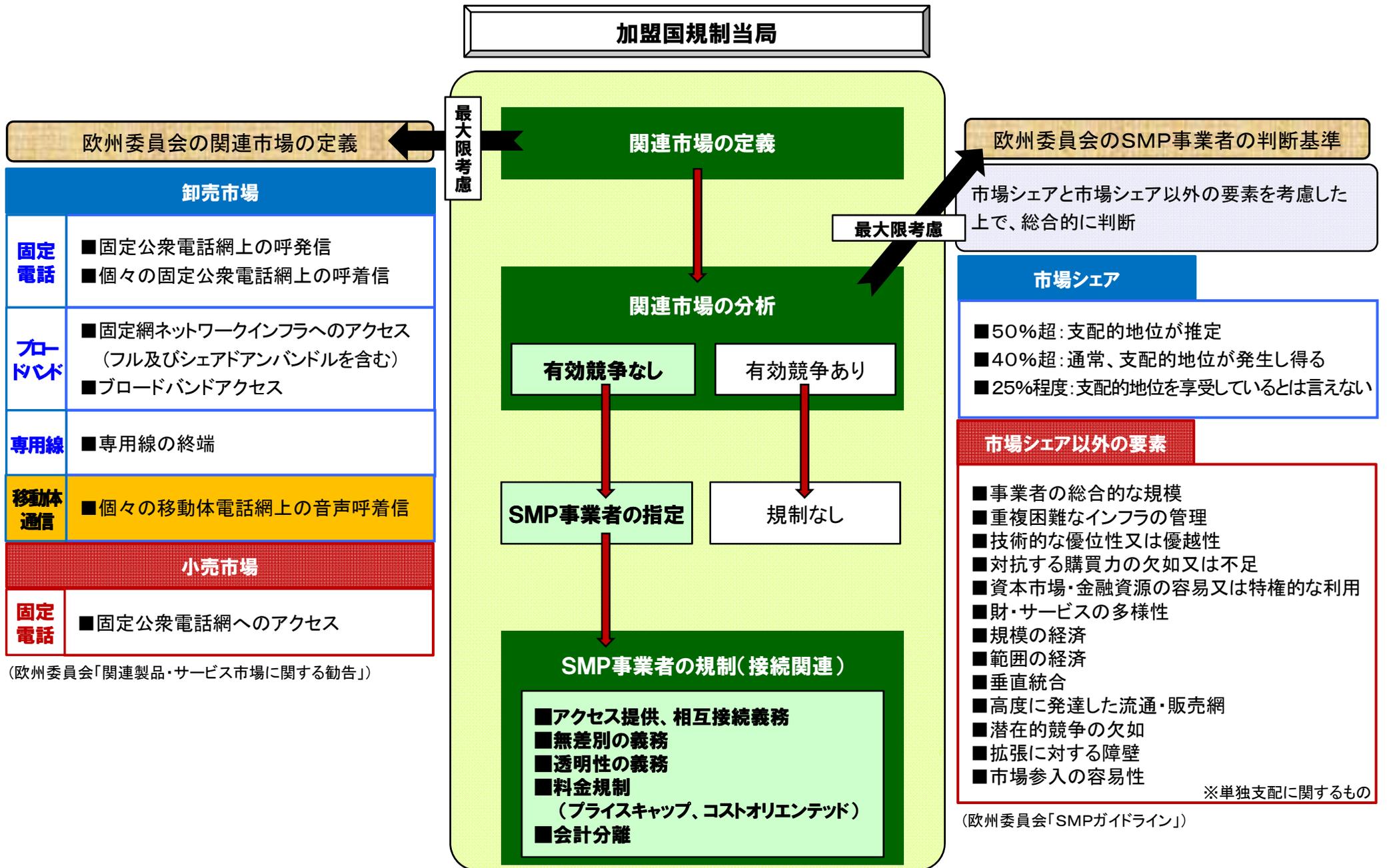
##### 規制内容の同一化は不要

- ①電波の配分を巡る公平性の問題とボトルネック設備のオープン化の問題では規制根拠が異なる
- ②固定系は、NTT東西のボトルネック設備の存在により事実上競争は不可能な状況。他方、移動体は設備競争が可能な環境にあり、実際に競争が機能

(①NTT持株、②KDDI、ドコモ、UQコミュニケーションズ、STNet)

# 指定電気通信設備制度の枠組み

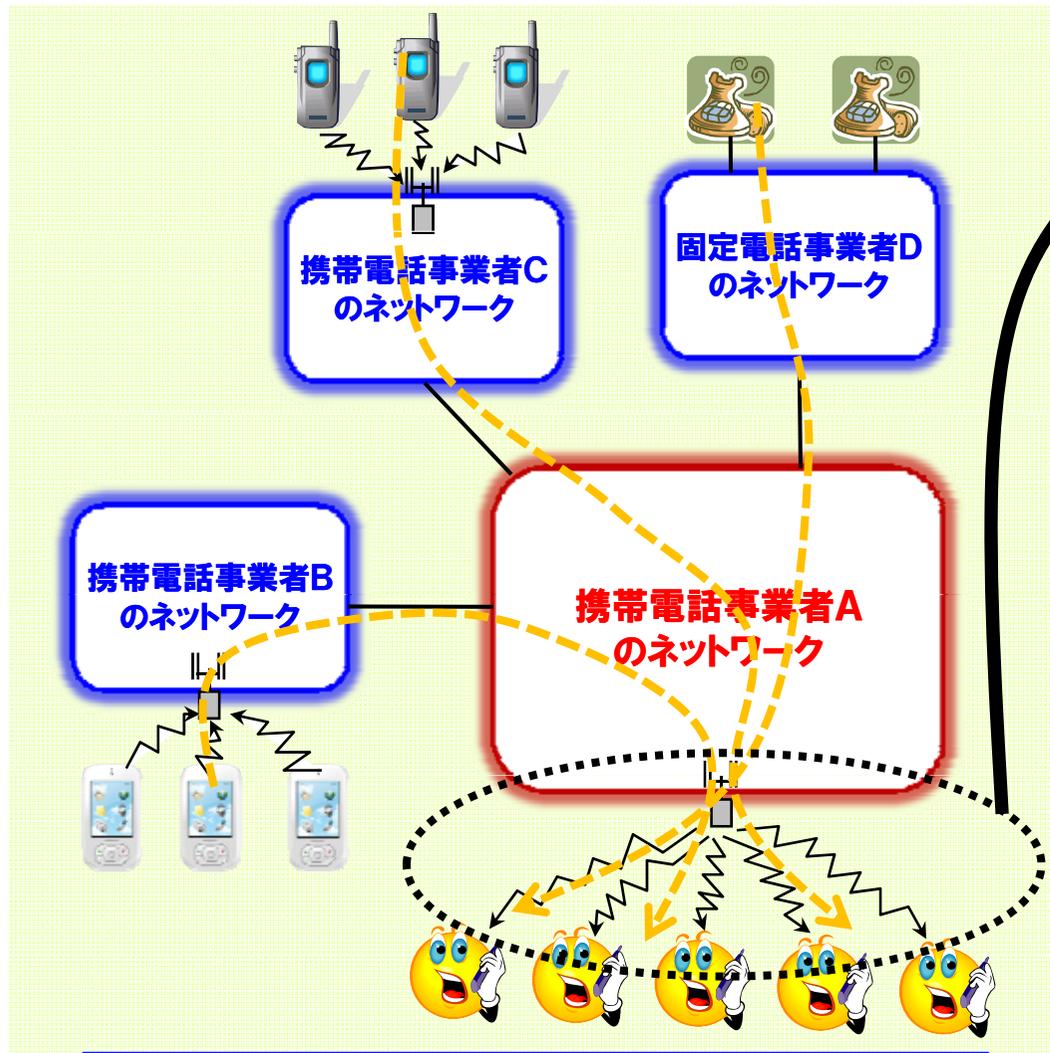
<p><b>規制根拠</b></p>	<p><b>第一種指定電気通信設備制度(固定系)</b></p> <p>設備の不可欠性(ボトルネック性)</p>	<p><b>第二種指定電気通信設備制度(移動系)</b></p> <p>電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場において、相対的に多数のシェアを占める者が有する接続協議における強い交渉力・優位性</p>
<p><b>指定要件</b></p>	<p>都道府県ごとに 50%超のシェアを占める加入者回線を有すること</p> <p>NTT東西を指定(98年)</p>	<p>業務区域ごとに 25%超のシェアを占める端末設備を有すること</p> <p>NTTドコモ(02年)、KDDI(05年)・沖縄セルラー(02年)を指定</p>
<p><b>接続関連規制</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■接続約款(接続料・接続条件)の認可制</li> <li>■接続会計の整理義務(電気通信事業会計の整理義務)</li> <li>■網機能提供計画の届出・公表義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■接続約款(接続料・接続条件)の届出制</li> </ul>
<p><b>接続料算定の枠組み</b></p>	<p><b>第一種指定電気通信設備</b></p> <p>第一種指定電気通信設備に該当しない設備</p> <p>アンバンドル機能(接続料設定が義務付けられる機能)</p> <p>未アンバンドル機能</p> <p>実績原価方式</p> <p>将来原価方式</p> <p>LRIC方式</p> <p>キャリアズレート方式</p> <p>接続会計</p> <p>電気通信事業会計</p> <p>コスト+適正利潤</p>	<p><b>第二種指定電気通信設備</b></p> <p>第二種指定電気通信設備に該当しない設備</p> <p>二種指定事業者が任意に判断</p> <p>接続料を設定する機能</p> <p>設備にボトルネック性がないとされた理由(00年答申)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■固定網とは異なり、電気通信設備を設置する事業者が地域単位に3以上存在し、また当該事業者が、加入者回線を含め自ら設備を構築しており、かつその設備が各社遜色なく、全国にエリア拡大されており、加入者回線を含めたネットワークの代替性が存在していること</li> <li>■移動体間の通信は全体の5分の1以下(99年度)にとどまっており、また、固定網が各家庭や事業所への最終通信手段(ラストリゾート)となっているのに対して、移動体網は主として個人単位でのオプションな通信手段として普及拡大しており、単純な量的な拡がりで見られるよりも移動体のボトルネック性は弱いこと</li> </ul> <p>コスト+適正利潤</p>



# EUの携帯電話市場における「着信ボトルネック規制」

■欧州各国では、携帯電話の着信市場については、すべての携帯電話事業者がSMP事業者指定され、接続規律等が課されている。

個々の携帯電話事業者ごとに着信市場を観念



利用者料金について、CPP(発信者支払)を採用しているため、この場合、携帯電話事業者B等は、Aに対して接続料を支払うことが必要となる

携帯電話事業者Aのユーザに対する着信市場は、  
携帯電話事業者Aが独占(市場シェア100%)

携帯電話事業者AをSMP事業者指定

「着信ボトルネック規制」の考え方

■電話の着信サービスは、着信者の属するネットワーク事業者のみにより提供されるため、供給の代替性等が存在しない。このため、各事業者は、自網への着信呼について独占的な地位を有することになる。

■加えて、CPP(発信者支払)を採用しているため、着信網の接続料は、ユーザ料金に転嫁される形で発信者が負担する。このため、着信網の事業者は、自網の接続料について無関心となり、接続料を改定するインセンティブを(ほとんど)持たない。

■結果として、対抗する購買力が存在しない中で、事前規制に必要とされる基準に通常合致することになり、着信側事業者は、SMP事業者指定される。

Draft COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT EXPLANATORY NOTE  
Accompanying document to the COMMISSION RECOMMENDATION OF on the  
Regulatory Treatment of Fixed and Mobile Termination Rates in the EU(2008)

上記の考え方に基づき、EU各国では、個々の携帯電話事業者について、当該事業者の着信市場にそれぞれ市場支配力を認め、全携帯電話事業者をSMP事業者指定している

■第二種指定電気通信設備制度では、接続箇所(POI)の設置や機能のアンバンドルに関する考え方は整理されておらず、事業者の任意に行われている状況である。この点、アンバンドルに係る紛争事案が現に発生したことに加え、今後通信プラットフォーム市場やコンテンツ配信市場が拡大する中で、ネットワークが有する多様な機能の利用を求める事業者の増加が見込まれること等を踏まえ、

- ①第二種指定電気通信設備制度において、**標準的接続箇所やアンバンドルに関する考え方を整理し必要な仕組みを設けることについてどのように考えるか。**
- ②**仮に考え方を整理する場合は、どのような点に留意しつつ、どのような考え方を採用することが適当か**(第一種指定電気通信設備制度では、過度の経済的負担を与えることがないように留意しつつ、他事業者の要望があり、技術的に可能な場合は、アンバンドル等が義務付けられる)。

各事業者の意見

アンバンドルの仕組み

アンバンドル等が必要

- ①機能のアンバンドル化を進め、アンバンドル化された機能を定義するとともに、標準的接続箇所を設定すべき。その理由は、**MNOとの間でアンバンドルに係る紛争事案が発生したことに加え、位置情報機能や料金情報等に関するインターフェース公開の要望がなされていること、更に接続料や接続会計の透明性やトレーサビリティを担保することで**今後の情報通信プラットフォーム事業やMVNO事業の進展に合わせ、様々なサービス創造を促進する原動力となる可能性が高いことによる
- ②**電気通信市場における携帯電話事業者の市場支配力は今後も大きくなる一方であり、今後固定電話と携帯電話の融合が進むことを考えると、携帯電話網の他事業者への開放は、電気通信市場の健全な競争環境整備のために不可欠。**一定規模以上の事業者には、現在と同様のPOI設置や機能のアンバンドル化は必要
- ③二種指定設備制度の標準的接続箇所やアンバンドルについては、①現行の垂直モデルに依存せず、どのレイヤーで接続するか技術的に可能かどうかの検証、②接続事業者が、音声やデータ通信などサービス形態に応じて、サービスや料金を柔軟に設定できるかどうかの検証、の二点に留意が必要

(①MVNO協議会、②STNet、③イー・モバイル、テレサ協、個人)

すべてを事業者間協議に委ねているのでは、迅速な事業展開が困難。また、紛争処理手続を利用した経験から言うと、それに要する時間・コストを考えると、当該手続にすべての解決を委ねるのも現実的ではない

(日本通信)

アンバンドル規制の導入は不要

- ①**設備の代替性が確保され、不可欠設備に該当しない携帯電話に対し、事前規制としてアンバンドルを導入する必要は認められない。**また、協議により合意形成を図るのが基本。アンバンドル規制は、**ネットワーク設備の弾力的な構築・高度化への支障**となり、**諸外国でも携帯電話にアンバンドル規制は存在しない**
- ②アンバンドルは、既に構築された不可欠設備について競争事業者がその一部を利用可能とするための措置。二種指定設備とは規制根拠が元々異なる。しかも、現行制度はシェア25%超の場合に「移動端末と接続される伝送路設備及び当該役務提供のために設置する設備の総体」を対象としているが、アンバンドルを想定した規定になっていない
- ③移動体は、限られた無線帯域を複数のユーザで共有するという技術的特性があり、常にネットワーク全体の安定運用確保に配慮しながら設備を運用することが必要。そのため、各事業者はMVNO等からの要望に対し、協議を行い、合意の上で接続箇所等を決定しており、このような現状の枠組の継続が適当

(①NTT持株、②ドコモ、③KDDI)

事業者間協議での合意形成が基本。合意形成が図られない場合でも、事後的な紛争処理で解決する現行の仕組みで十分対応可能  
紛争処理に時間がかかるのであれば、その手続の簡素化等で対応すべき

(NTTドコモ、KDDI)

## 各事業者の意見

## 自主的なアンバンドル・事後的な紛争処理での対応

## 困難又は課題が存在

- NTTドコモやKDDIは自主的にアンバンドルを進めていると発言しているが事実と異なる。例えば、移動通信事業のアンバンドル化の代表例は、レイヤー2接続だが、01年にウィルコムで当該接続が実現して以来、NTTドコモ・KDDIに長年にわたり依頼してきたが、やっと今月(09年3月)になってNTTドコモで実現しただけで、KDDIとは一切見通しが立っていない。SBMとも同一の状況
  - 01年の研究会の議論の結果を受けて、モバイルポータルサービス(iモード等)の機能開放は、NTTドコモで実現しているが、開放されている機能は限定的。また、KDDIとは、協議が延々と続いているのみで未だ実現の目処は立っていない
  - 今後、HLR等、更なる機能のアンバンドル化の要望が確実視される中で、アンバンドル化の規制がないと閉鎖的な産業構造が改善されず、移動通信事業の円滑な発展が阻害されることは明確
- (日本通信)

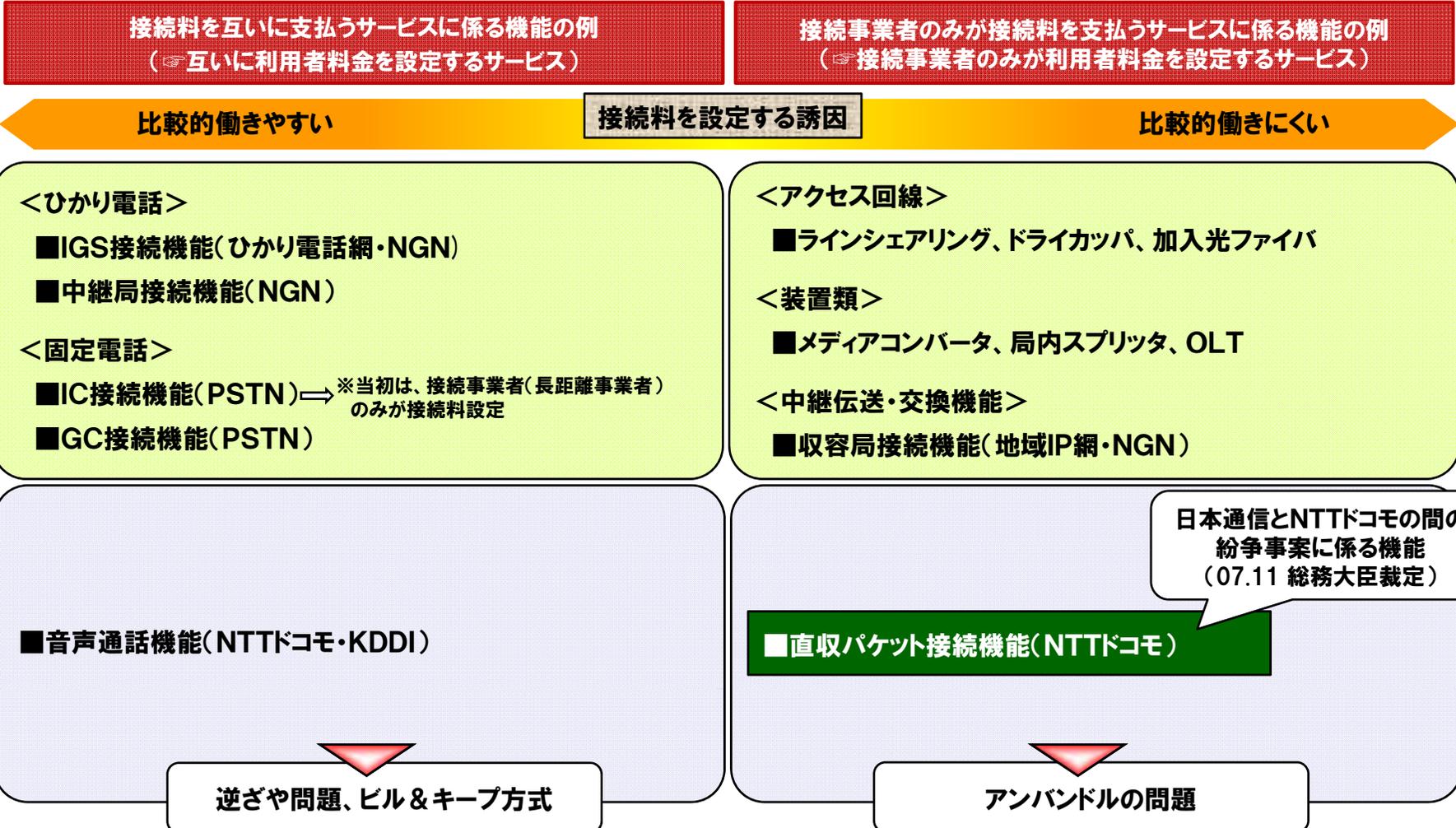
- 事業者間協議での合意形成に関しては、以下のような課題。
    - ① アンバンドルが社会(消費者、その他の事業者)においても有益でも、通信事業者にとってはメリットのないものに対してはモチベーションが働かないため、協議を進展させることは困難であること
    - ② プラットフォームを提供する通信事業者は、優越的な地位にあり、プラットフォーム利用者に過ぎないコンテンツ配信事業者等が対等な関係で交渉することも困難であり事業者間協議が有効に機能する仕組みがないこと
  - このような状況の中で、多様な事業者が公平、公正な競争によって消費者が利益を享受できるような環境を実現するためには、一定のアンバンドル規制がないと事業者間協議も機能しない
- (MCF)

## 当該対応が適当

- 当社としては、機能ごとの接続を否定しているものではなく、現に接続約款において機能別に定義している
  - また、当社では、他事業者よりアンバンドル機能に係る協議の申入れがあった場合、概ね各事業者との交渉で合意が図られていると理解
  - そもそも新たな機能ごとの接続要望があった場合、双方の見解の相違により紛争に至る事例は、現在に至るまで存在していないとの認識で、今後生じても極めて稀であると想定
  - 「紛争処理手続を一つ一つ踏んでいたのでは時間がかかり過ぎ、スピード感ある経営ができない」との指摘については、紛争処理手続そのものの簡素化やスピーディな決着に向けた仕組みの導入で対応すべき。それを論拠にアンバンドル規制の導入が必要とするのは、規制の在り方として飛躍がある
- (NTTドコモ)

- 移動体分野では、各事業者が多様性をもって自らの設備の構築・運用を行っており、共通のアンバンドル義務を定めることが不可能
  - 接続箇所やアンバンドルの在り方については、各事業者がユーザーや接続事業者のニーズに応じていく中で自然と決定していくもの
- (KDDI)

- 電話のような双方向通信では、ネットワークを相互に接続した上で、それぞれの事業者が自網発通信にエンドエンド料金を設定して（接続料を互いに支払って）サービス提供をすることが基本となるため、電話に係る機能については、指定電気通信事業者にも接続料を設定する誘因が働きやすいと考えられる。
- 他方、加入光ファイバなど、指定電気通信事業者が接続事業者に対し一方的に貸し、接続事業者が指定電気通信事業者から一方的に借りる関係になる機能については、電話に係る機能に比べると、接続料を設定する誘因が働きにくいと考えられる。
- アンバンドルに係る検討に際しては、このような機能の特性等に留意しつつ、MVNOの出現等による接続ニーズの多様化等の環境変化を踏まえることが必要となるのではないかと。



■第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続料は、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」であることが必要とされている(法第34条第3項第4号)が、これまで「適正な原価」や「適正な利潤」の内容や算定方法については、必ずしも明確な基準が存在しなかったところである。

- ①接続料算定の透明性向上を図る観点から、「**適正な原価**」や「**適正な利潤**」の**明確化を図ることについてどのように考えるか**。
- ②仮に明確化を図る場合、第一種指定電気通信設備制度における「適正な原価」や「適正な利潤」の内容や算定方法との関係を踏まえ、「**適正な原価**」「**適正な利潤**」の**内容や算定方法についてどのように考えるか**。

各事業者の意見

「適正な原価」「適正な利潤」の明確化

明確化を図るべき

- ① 二種指定設備制度では、**接続会計がないため、適正原価の把握は非常に難しく、また接続約款が届出制という点もあり、接続料算定プロセスは開示されていない現状**。携帯電話の接続料は高止まりしているが、なぜ高いのか検証もできない。まずは、適正原価の算定プロセスの明確化が必要であり、原価の範囲、算定期間、算定方法の基本的な考え方等の整理を行った上で、設定された接続料については、二種指定事業者が説明する責任がある
- ② 接続料の算定過程は開示されていないので、「**適正な原価**」「**適正な利潤**」であることは**確認できない**
- ③ **接続料の算定方法の明確化を図ることに賛同**。なお…
- ④ 周波数や事業規模の違い等の差異が十分考慮された、フェアで透明な接続料算定の在り方の議論が必要
- ⑤ 二種指定制度では、接続料の算定方式に関する明確な基準が存在しない。現在の接続約款に規定されている接続料水準が妥当な水準なのか否かも含め、接続料算定の方法論を明確に定める価値は極めて高い

(①イー・モバイル、②フュージョン・コミュニケーションズ、③NTTドコモ、④SBM、⑤MVNO協議会、STNet、米国政府、個人)

接続料の算定ルールは不要

■移動体市場においては、**設備競争が機能し、各事業者が設備投資の効率性を追求**しているため、接続料の算定方法についてルールを定める必要はない

(KDDI)

接続料の適正性の検証は、全ての携帯電話事業者を対象に検討することが必要

(NTTドコモ、持株、東西)

接続のためにどの費用が算定対象となるかの明確化等が必要

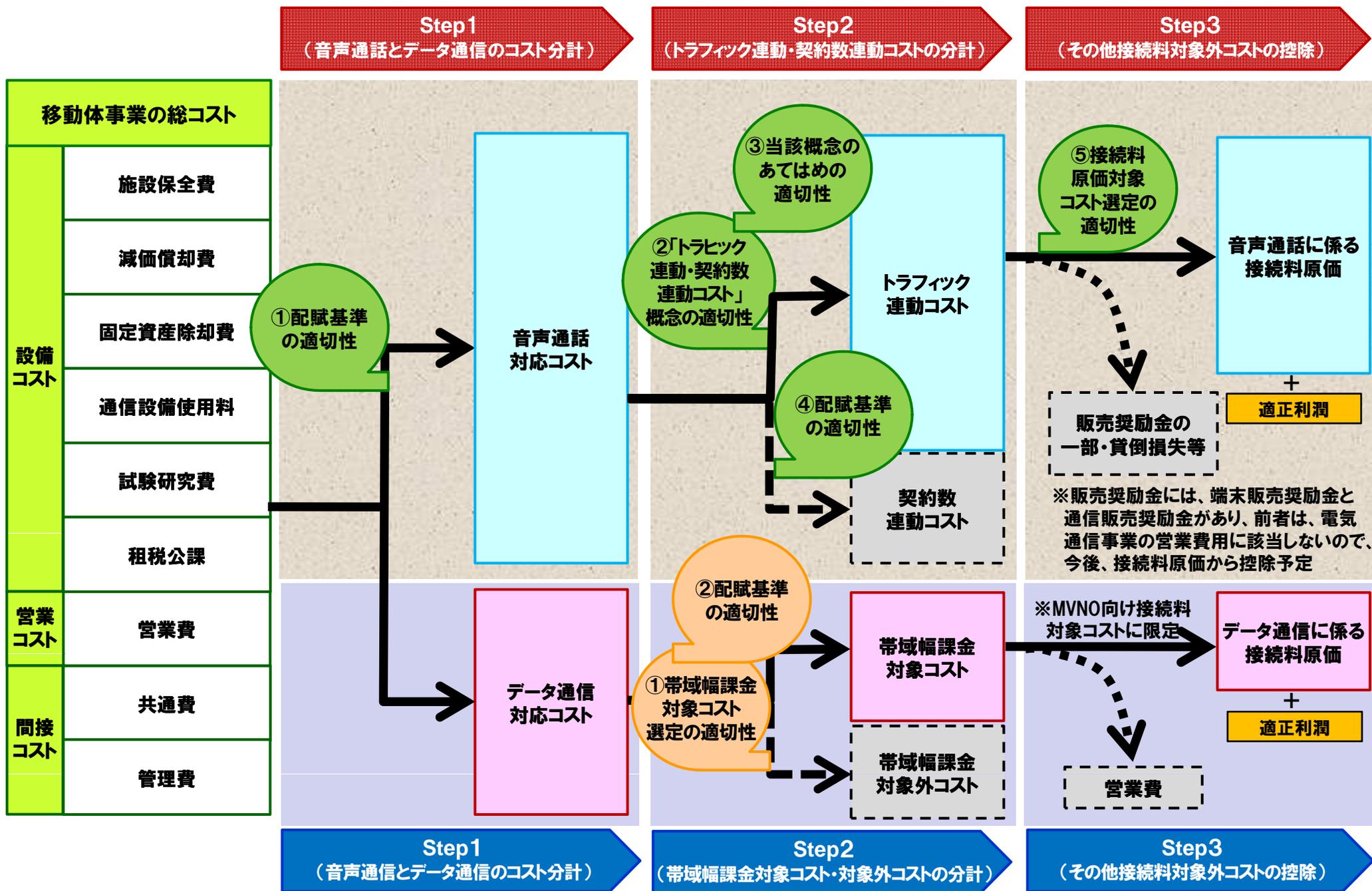
- ① **接続のためにどの費用(設備コストなど)が算定の対象となるかを明確化することが最も重要**。利用者料金収入で回収しているコストは費用から控除することも必要なので、費用・収入・トラヒック(回線数)等の把握も重要。また、**携帯電話の接続料の対象は、音声通話の接続に必要なコストだけであり、それをどう切り分けるのかの検討が必要**。「適正な原価」の考え方としては、1)算定対象となる費用の明確化、2)算定対象となる設備範囲の明確化、3)費用はなるべく直課することとし、直課可能な費用と配賦が必要な費用の明確化、4)配賦基準の明確化、5)配賦に使用する数値の考え方、数値の開示。特に、接続料に含めるべきでない営業費用の精査が必要
- ① **営業費の有無(通信販売奨励金等)、トラヒックに関連しない設備コストの考え方、自網内トラヒックと他事業者間トラヒックの考え方、役務ごとの配賦基準等の検討**を行い、接続料算定方法のコンセンサスを図ることが必要(**接続料算定のガイドラインの策定が必要**)。また、**接続料算定プロセスの透明化が必要**
- ② **携帯電話事業の販売奨励金の扱い、自社グループ内の固定電話・携帯電話間の無料通話提供における接続料の取扱いとグループ外通話における接続料の取扱いが不透明**との指摘もある

(①イー・モバイル、②フュージョン・コミュニケーションズ、MVNO協議会)





# 携帯電話事業における接続料原価算定のプロセスの概要



## 営業費の一部(通信販売奨励金等)を接続料原価に算入している理由

### NTTドコモ

#### 利用者・トラヒックの維持・増加につながる営業費

- その支出により、利用者・トラヒックの維持・増加につながり、接続事業者も、
- 通話先の増加により通話自体が増加し、発信通話料収入の増加が可能
  - トラヒック増に伴うNTTドコモ接続料単価が低下するメリットを享受可能

#### 新方式移行や周波数再編に伴うユーザ移行のための営業費

ユーザ移行を促進することでネットワークの設備効率向上及び国民の共有財産である電波の効率的利用が促進

### KDDI

#### 新規契約獲得に係る営業費

- 新たな需要を創出するための費用であり、接続事業者も、以下のメリットを享受
- 新たな通話機会の増大
  - 加入者数の増大によるネットワーク効率の向上(接続料低廉化)

#### 機種変更に係る営業費

- (周波数の利用効率化等に係る分として対応端末への変更に係る営業費)
- 携帯電話システムでは、あらかじめ定められた幅の電波の利用が前提。その利用効率化等(※)に係るコストは接続事業者に応分の負担を求めるべき。  
営業費は、周波数利用効率化等のための対応端末の普及に不可欠  
※旧システム(ツーカー網)終了(周波数返却)のための新システム対応端末の普及費用、800MHz帯の周波数再編に対応した端末の普及費用)
- (投資抑制分として対応端末への変更に係る営業費)
- ネットワークへの投資抑制のためにより効率的な網へユーザを移行させる手段として不可欠な費用であり、そのメリット(※)を接続事業者も享受  
※より効率的なEVDO網対応端末の普及により1X網の投資を抑制(接続料低廉化)

## 欧州委員会のネットワークの外部性に関する考え方

Draft COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT EXPLANATORY NOTE Accompanying document to the COMMISSION RECOMMENDATION OF on the Regulatory Treatment of Fixed and Mobile Termination Rates in the EU(2008)

- 外部性追加料金を接続料に算入することを適当とする議論は、多くの仮定に基づいている。
  - ① 着信事業者は、外部性追加料金を請求しなければ、この外部性を享受できる立場にないこと(⇒外部性が適用されなくても、加入者の獲得・維持は行う)
  - ② 着信事業者が超過利益を保有する以上に、着信ネットワークの限界加入者に対する卸着信利益の直接・完全なパススルーが存在(⇒どの程度あるかの証拠が不十分)
  - ③ 顧客への普及度合いが、まだ飽和状態(この状態では、ネットワークの外部性は大部分消費)に近づいていないこと(⇒市場の発展性に関する証拠が不十分)

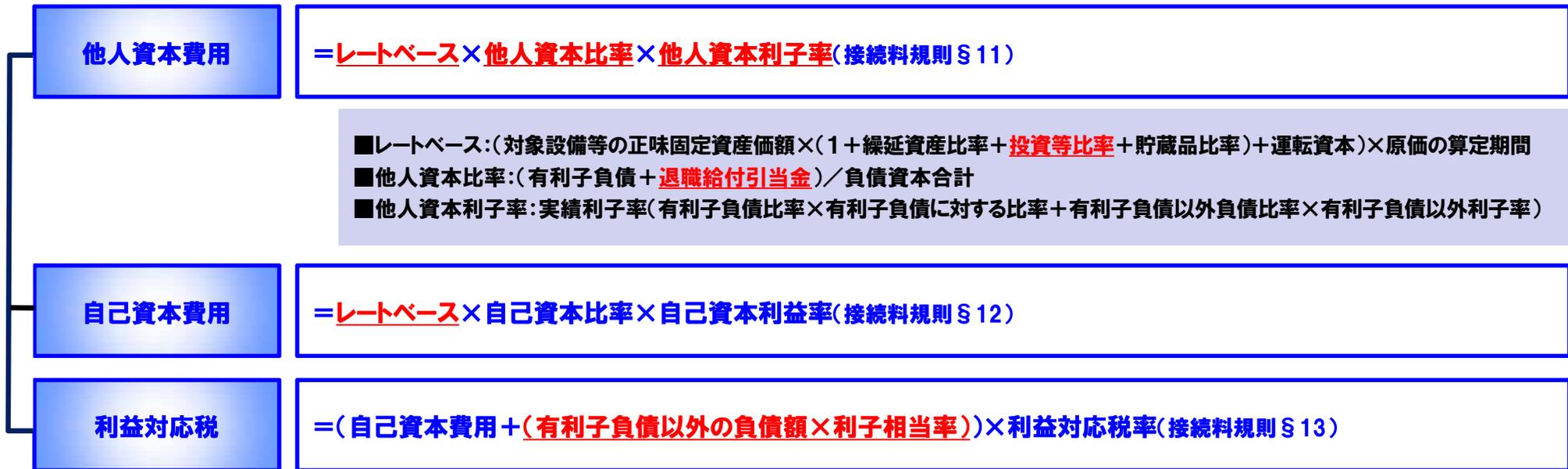
ネットワークの外部性には、接続料の上昇を認めるだけの正当な理由が不十分

NTTドコモ

KDDI

- NTTドコモ・KDDIともに、「自己資本費用」「他人資本費用」「利益対応税」の合計額を適正利潤としている。
- KDDIは、NTT東西の算定方法と同様の方法で「自己資本費用」等を算定している。
- NTTドコモは、「レートベース」、「他人資本費用」、「利益対応税」の計算について、NTT東西の算定方法と異なる方法で算定している。

## ■NTT東西の算定方法(接続料規則第11条～第13条)



■EUにおいては、接続料原価算定に関する統一的な基準がなく、加盟各国で異なる取扱いが行われていた接続料算定ルールの一掃化を図り、もって公正競争を促進する観点から、携帯電話接続料の見直しに関する勧告案を08年6月に公表。08年9月までパブリックコメントを実施。

■現在、その結果等を踏まえ、最終勧告に向けた取組が行われているところ(09年4月目途との記事あり)。

## 勧告案の背景

■加盟国内又は加盟国間において、接続料の算定ルールに、以下のような3つの不統一性が存在。これが公正競争環境や利用者利益を阻害。

①接続料規制の適用	コスト指向の接続料算定や会計分離等の義務が課される事業者と課されない事業者が存在 等
②コストの算定方法	トップダウンLRIC、ボトムアップLRIC、ベンチマークなどが混在するだけでなく、各方式内の運用も区々 等
③接続料水準の非対称性	正当な場合には、事業者間で接続料原価に差異が生じることは認められているが、その扱いが適切でない 等

携帯電話接続料は、加盟国内で7.5倍の差。固定電話接続料とも9倍の差

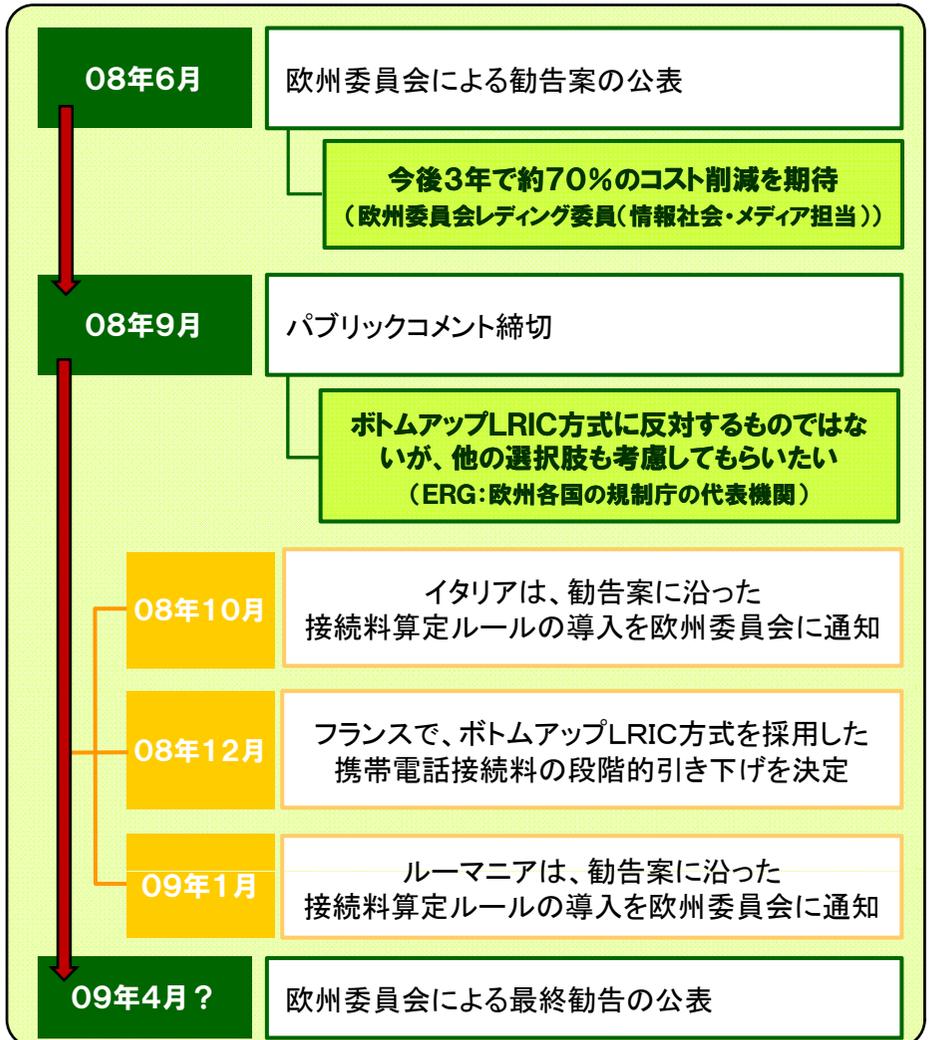
## 勧告案の概要

■各国規制庁は、効率的な事業者が生じるコストに基づき、SMP事業者で対称的な接続料を設定することが必要

2011年末まで ■ボトムアップLRICモデルに基づくコスト算定 (アクセス網は2G・3Gの混合、コア網はNGN)

(ボトムアップLRICモデル以外の他の方法でも、当該LRICモデルで算定したコストを上回らないこと等を証明可能であれば、2013年末までに当該方法での接続料設定は可能)

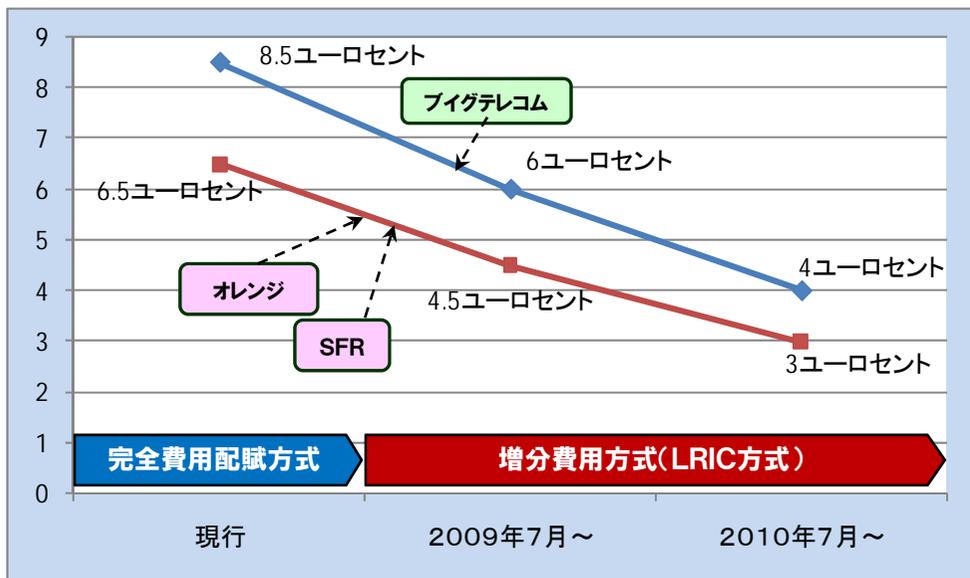
## 関連動向等



# フランスの携帯電話接続料の見直し

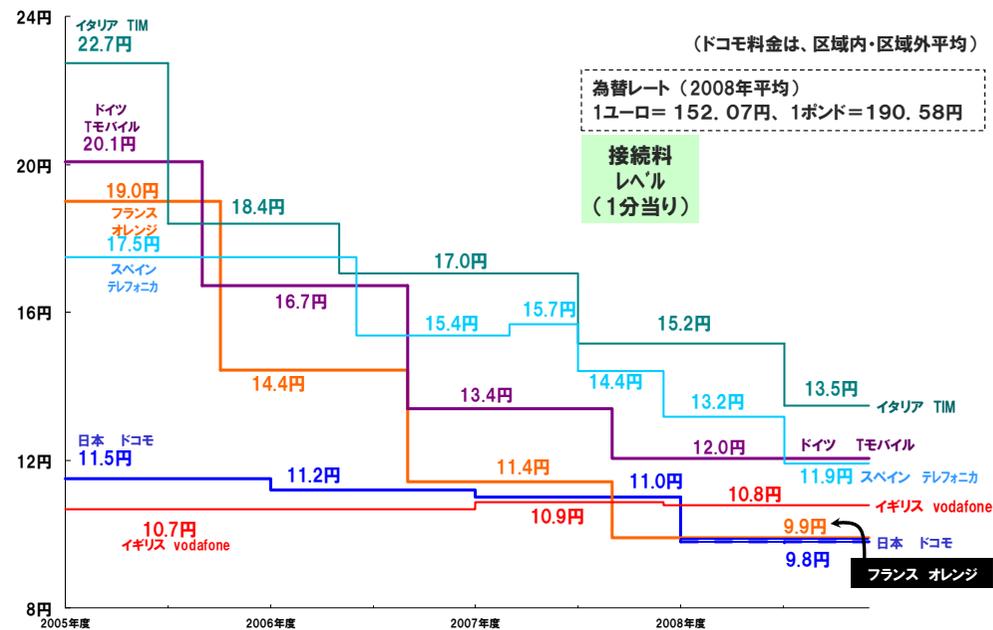
- 2008年12月、ARCEP(フランスの通信規制庁)は、携帯電話網の成熟化、固定網と移動網の融合の進展、大口プラン(定額料金)の増加といった市場環境の変化を踏まえ、携帯電話接続料の算定方法を増分費用方式に変更することにより、接続料の上限値を大幅に引き下げることを決定。
- これは、2009年7月から2010年12月までの接続料の上限値を定めるものであり、これにより、フランステレコムとSFRの接続料(1分)は、現行の6.5ユーロ・セントから3ユーロ・セントに、ブイグテレコムの接続料(1分)は、現行の8.5ユーロセントから4ユーロセントと半額以下に引き下げられることになる。
- なお、各社の経営への影響に配慮して、2009年7月からと2010年7月からの2段階に分けて引き下げを行う激変緩和措置を講じている。

## 携帯電話接続料(1分当たり)



	現行	2009年7月~	2010年7月~
オレンジ	6.5ユーロ・セント (9.9円)	4.5ユーロ・セント (6.8円)	3ユーロ・セント (4.6円)
SFR	6.5ユーロ・セント (9.9円)	4.5ユーロ・セント (6.8円)	3ユーロ・セント (4.6円)
ブイグテレコム	8.5ユーロセント (12.9円)	6ユーロ・セント (9.1円)	4ユーロ・セント (6.1円)

## (参考)各国の携帯電話接続料の比較



※電気通信事業政策部会・接続政策委員会合同ヒアリング(09.3.6) NTTドコモ資料

※為替レートは、右記NTTドコモが用いたもの(08年平均:152.07円)を採用  
なお、09年2月末の為替レートは、1ユーロ=124.23円

■ 現在、第二種指定電気通信設備を設置する事業者には、**規制会計(電気通信事業会計・接続会計)の整理が義務付けられておらず、接続料算定と規制会計がリンクしない形**となっている。**この点について、接続料算定の透明性・検証可能性向上の観点と規制コスト増大の観点等を踏まえ、どのように考えるか。**

## 各事業者の意見

## 会計制度との関係

## 接続料の算定根拠検証のために規制会計の整理が必要

- ① 携帯電話事業者の市場支配力の大きさにかんがみれば、接続料の算定根拠検証に必須となる規制会計の整理義務付けが必要
- ② 現在の一種指定設備制度と同一概念の規制会計が義務付けられるべき。このようなコスト計算ができるようになることが、二種指定事業者の原価意識を高め、経営効率の向上に資する。米国でも、独禁法の強化が管理会計の発展を促した歴史的な事実もあり、コスト増を超えるコストダウンが期待可能。更に、ネットワーク構成の簡素化、設備や機能区分の簡素化、適用する接続料算定方式の統一・簡便化による合理化の進展も期待され、更なるコストダウンにつながる
- ③ 一種指定設備制度と同様、規則、接続会計を法令で定めることによって、接続料算定の透明性向上を図る観点から、適正な利潤・原価の明確化を図るべき

(①STNet、②MVNO協議会、③個人、イー・モバイル)

## 接続会計の整理は不要

- ① **設備競争が機能している移動体については、NTT東西のボトルネック設備のような設備の非効率性が生じる可能性は小さくなる。**そのため、二種指定設備について、接続会計の作成義務などの**一種設備と同様の規制コストをかける必要性は認められない。**事実、移動体の接続料は現状でも毎年低下している
- ② 電気通信事業会計に基づく算定は既に行ってきたところであり、規制は最小限の範囲にとどめるべきであるため、会計制度の変更(接続会計の整理)は不要

(①KDDI、②NTT持株)

## 接続料の算定方法に基づいた算定が行われているかの検証は必要

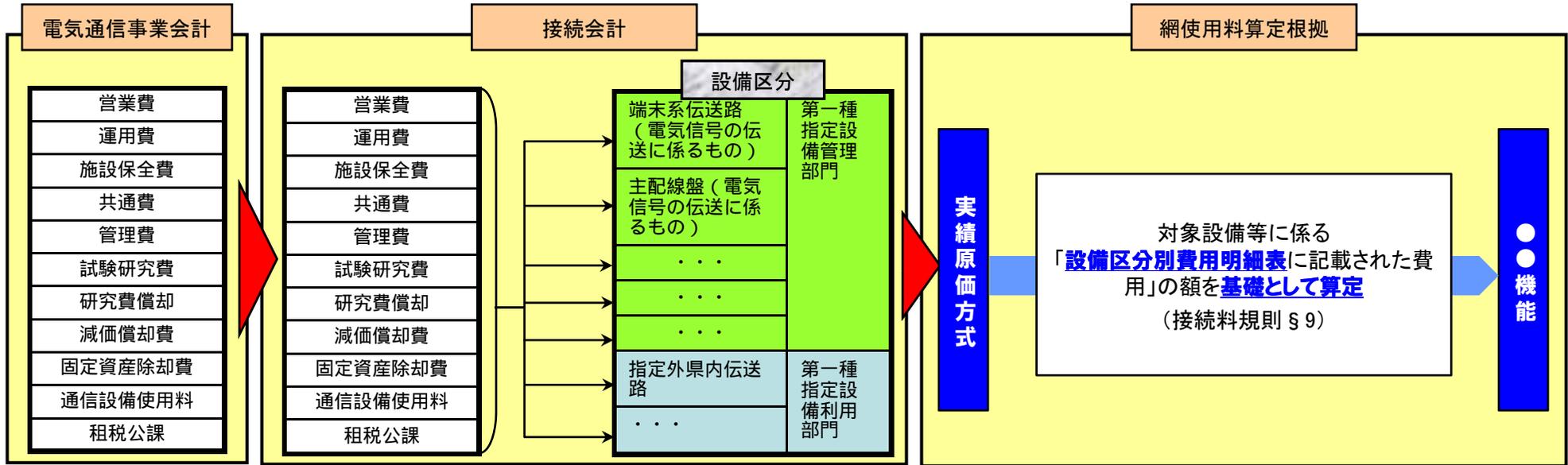
- **接続料算定方法の透明性向上を図る以上、その算定方法に基づいた算定が行われているかの検証は必要。**その際の留意点として以下の点の考慮が必要。
- ① 規制会計の具体的な制度設計に当たっては、接続料算定の検証という目的に照らし、**電気通信事業会計をベースとし、また社外への公表に当たっては、重要な経営情報が含まれず、また必要以上に多岐かつ詳細な情報とならないように配慮が必要**
  - ② 接続料算定の検証も、**全ての携帯事業者を対象とすることが必要**
  - ③ 接続料算定に必要なコスト情報を規制当局に提示している**フランス等では、全ての携帯事業者を対象とするとともに、公表義務は課していない**

(NTTドコモ)

# 接続料算定と規制会計との関係

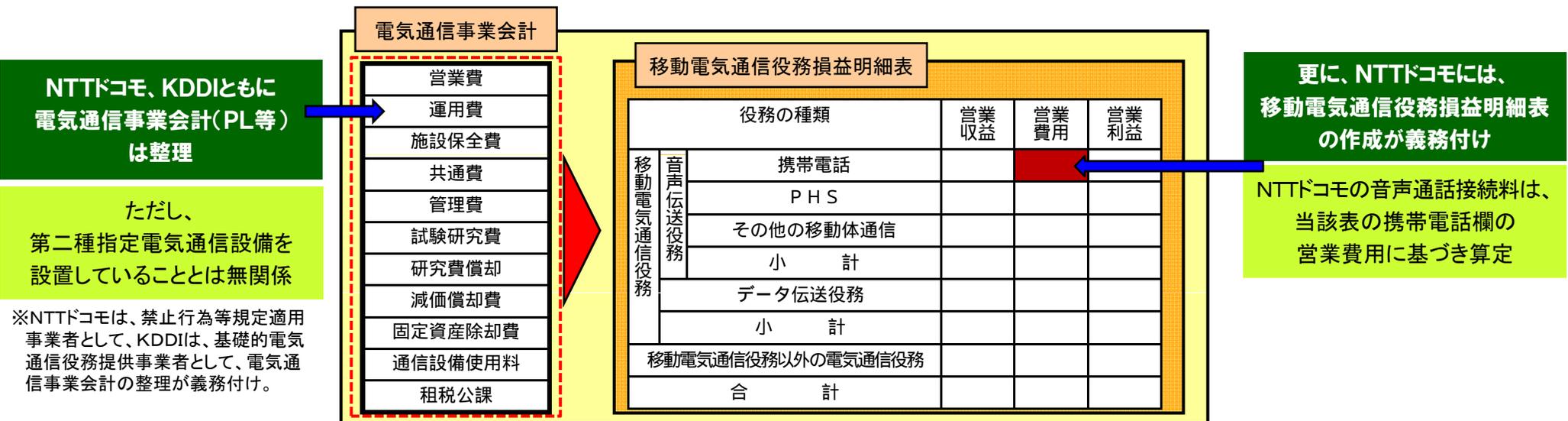
## ■第一種指定電気通信設備制度(実績原価方式の例)

電気通信事業会計の損益計算書の営業費用について、接続会計において管理部門・利用部門の設備区分に帰属



## ■第二種指定電気通信設備制度

規制会計と接続料算定は、制度上リンクしていない



NTTドコモ、KDDIともに電気通信事業会計(PL等)は整理

ただし、第二種指定電気通信設備を設置していることとは無関係

※NTTドコモは、禁止行為等規定適用事業者として、KDDIは、基礎的電気通信役務提供事業者として、電気通信事業会計の整理が義務付け。

更に、NTTドコモには、移動電気通信役務損益明細表の作成が義務付け

NTTドコモの音声通話接続料は、当該表の携帯電話欄の営業費用に基づき算定

■ 移動網を構築する上では、業務区域内に基地局をきめ細かく整備することが必要となるが、新規参入事業者がサービスエリアを既存事業者と同程度まで拡大するには相当の期間やコストが必要となる。また、空中線(アンテナ)を設置するための鉄塔などを設置する物理的スペースは限られており、景観上の問題等で新たな鉄塔等の設置が困難な場合もある。

ネットワークインフラの利活用を図ることは、新規参入や事業展開を容易にする面はあるが、他方、周波数の割当を受けた事業者は、その業務区域内に自ら設備を構築して事業展開を行うことが原則と考えられる。これらの点を踏まえ、

① 鉄塔など設備の共用ルールの整備についてどのように考えるか。

## 各事業者の意見

## 鉄塔等の共用

## 設備の共用ルールの整備が必要

## 原則事業者間協議に委ねることが適当

- ① 鉄塔などの設備共用は、**環境整備の側面**、社会的インフラとしても効率化していくべきであり、事業者にとってもコスト低減になることから、鉄塔共用のニーズは非常に高く、共用のルール化について検討を進めることは有用
- ② **資源の節約・有効利用・コスト削減の観点**から、設備の共用は率先して行うべき。鉄塔などの設備共用ルールの整備については、コロケーション制度と同様の整備が今後必要。また、不動産所有者の過度の占用料の在り方も論じることが必要

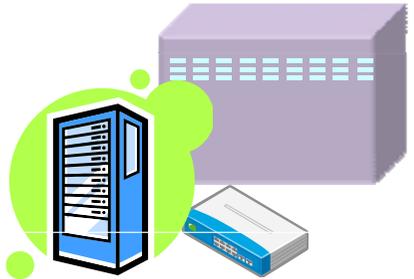
- ① **電気通信市場では、設備競争がサービス競争の根幹。安易に設備共用をルール化した場合**、現行の競争条件下で鉄塔等の設備を建設し競争を行っている事業者にとって不利に改定されることになり、ひいては**設備競争の後退につながる**。設備共用ルールは、制度化すべきでなく、接続事業者間の調整により行われるべき
- ② 移動体の鉄塔等の設備は、原則として事業者自らが整備すべきであり、共用の必要に応じ事業者間の協議によりその実現を図ることが適当
- ③ 現状でも、必要に応じて事業者間で設備の共用を行っており、共用の是非や方法は、原則事業者間の協議に委ねることが適当
- ④ 鉄塔等の設備共用は、事業者が自らのエリア構築により競争に伍している中で、社会的な要請等を踏まえ、景観対策や公共性を有する場所等を対象に事業者による自主的な取組により、新規参入事業者の参画も得て実施している。現状、あえてルール化が必要とは考えられず、事業者間の合意に基づく現行の取組で対処可能

(①イー・モバイル、②MVNO協議会)

(①STNet、②UQコミュニケーションズ、③KDDI、④NTTドコモ)

## 固定通信分野におけるネットワークインフラの利活用に関する措置

### 共用を義務付け(コロケーションルール)



一種指定事業者

➤ 接続事業者が、接続に必要な設備を建物、管路、電柱等に円滑に設置できるようにするため、コロケーションルール(手続・料金)が整備されている。

### 設備利用の円滑化を促進



全事業者

➤ 電柱や管路等については、線路敷設の円滑化を図る観点から、01年に「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」が策定されている。

### 事後的な紛争処理機能の対象



全事業者

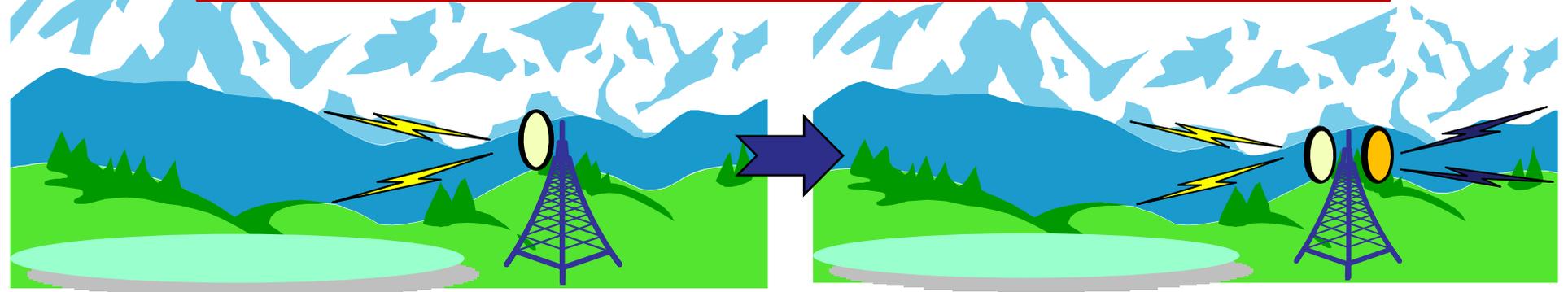
➤ 設備の共用に係る紛争事案については、総務大臣の裁定や電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能の対象とされている。

↓

↓

↓

鉄塔等の共用には、上記のいずれの措置も存在しない又は適用が明確でない  
(自らの設備設置が原則だが、それが困難な場合等には、何らかの措置が必要か)

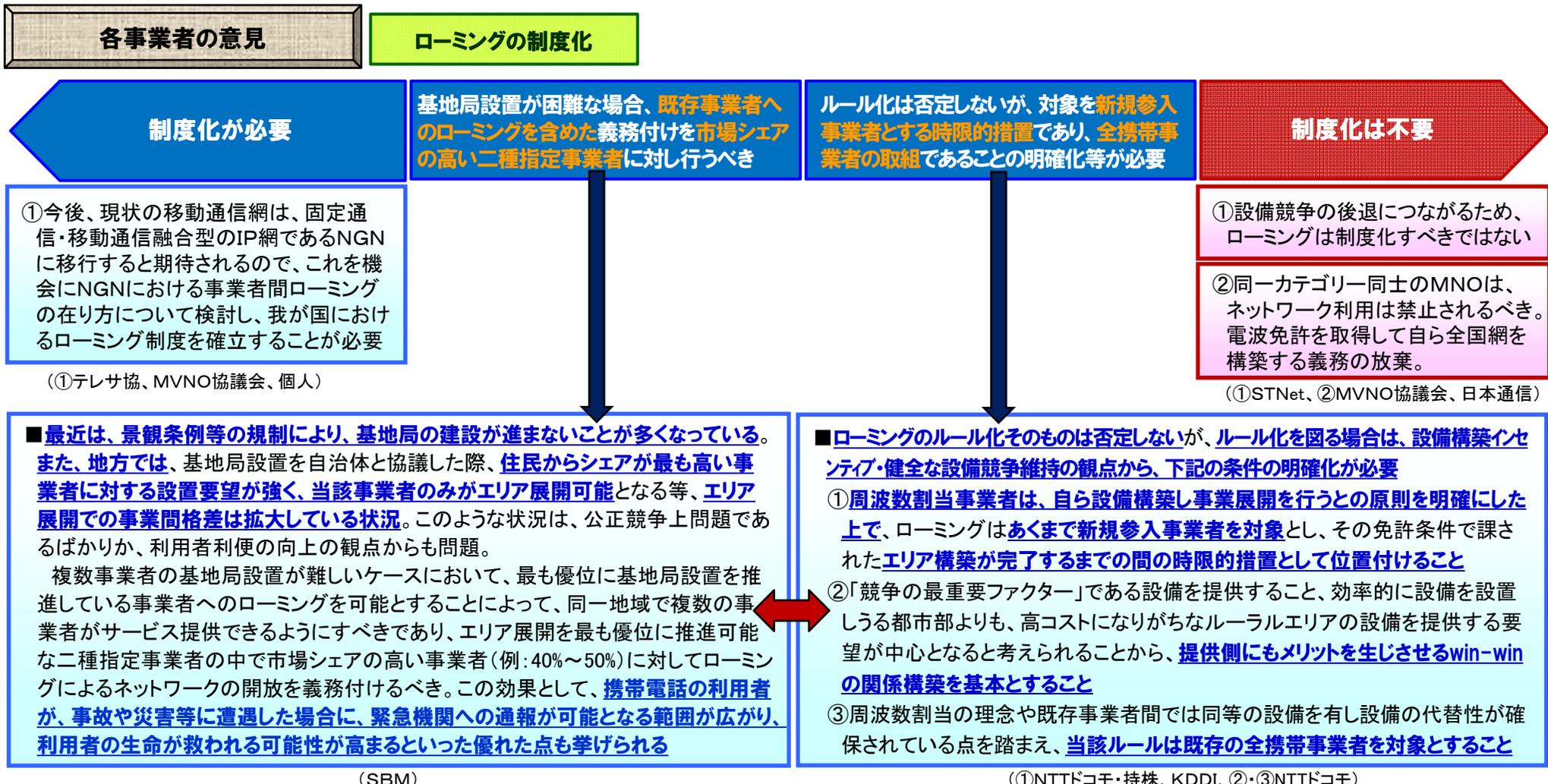


## 2. ネットワークインフラの利活用

■ 移動網を構築する上では、業務区域内に基地局をきめ細かく整備することが必要となるが、新規参入事業者がサービスエリアを既存事業者と同程度まで拡大するには相当の期間やコストが必要となる。また、空中線(アンテナ)を設置するための鉄塔などを設置する物理的スペースは限られており、景観上の問題等で新たな鉄塔等の設置が困難な場合もある。

ネットワークインフラの利活用を図ることは、新規参入や事業展開を容易にする面はあるが、他方、周波数の割当を受けた事業者は、その業務区域内に自ら設備を構築して事業展開を行うことが原則と考えられる。これらの点を踏まえ、

②また、**ローミングの制度化についてどのように考えるか。**



## 各事業者の意見

## 800MHzの設備構築上の優位性

## 多少の優位性はあるが、ローミングを義務付けるまでの論拠にはならない

- 携帯電話事業者にとって、エリア展開は、ユーザがキャリアを選択する上で重要なファクターとして競争状況を左右するもの。また、携帯電話事業者がNWLレイヤにおける設備構築を推進することで、MVNOや通信PFLレイヤのオープン化に伴う新規参入の促進、電気通信事業の活性化が図られたものと認識
- 公共の財産である周波数の割当を受けた事業者は自らの責任で設備構築し、事業を行うことが前提
- 確かに、800MHzがエリア浸透性で多少優位性が存在することは否めないが、それにより2GHzの周波数割当に当たって課された設備構築義務が解消されるものではない。加えて、鉄塔やトンネル、地下鉄等において、設備共用を自主的に実施していることを踏まえると、その優位性の差分の程度は、ローミングを実施すべきとするまでの論拠にはなり得ない(全国展開に必要な設備コストの800MHzと2GHzの差分は約5%程度と想定)
- このような状況下で、既存事業者であるSBMにローミングを認めることは、設備投資インセンティブや健全な設備競争、更には公正な競争環境に多大な悪影響を及ぼすおそれ

(NTTドコモ)

- 既存事業者に対するローミング提供は健全な設備競争の否定にもつながることから、経済合理性の成立の可否以前の問題と捉えられ、「収益はドコモが得るという前提であればローミングの提供を行う余地はある」とは言えないものと考えます

(NTTドコモ)

- 周波数の違いにより置局の設計が異なることは理解しますが、例えば、800MHz帯では周波数再編のためのコストが別途必要となるなど、必ずしも2GHz帯のみが一方向的に不利とはいえない状況にあります。従って、保有する周波数帯の差だけをもって、ローミングのルール化を検討することは適当でないと考えます

(KDDI)

## 800MHzを有しないことのディスアドバンテージは解消できず、ローミング義務化が必要

- 800MHz帯は、国際的にも伝搬距離や浸透度等の面で優位性が認められているところであり、当該帯域がゴールデンバンドと言われていることは業界においても常識
- 仮に、800MHz帯を割り当てられている事業者がそれでも「800MHzの優位性はなく、2GHz帯と変わらない」と主張されるのであれば、一定の時間をかけて弊社が800MHzの全帯域を使用可能とし、他社は2GHz帯等を使用するよう周波数割当を変更していただきたい
- なお、弊社でも、ホームアンテナの設置などのきめ細かい顧客対応やフェムトセルなどの導入検討を推進するなど、保有周波数帯の不利がありながらも、他事業者と少なくとも同等の対応により消費者利益の向上に努めているものと考える。しかしながら、そうした対応を行ったとしても、800MHzを有しないことによる競争上のディスアドバンテージは解消できず、消費者利益の観点からも、800MHz保有事業者におけるローミング義務化が必要

(SBM)

## 各事業者の意見

## 緊急通報に限定したローミング

## 緊急通報の整備に際しローミングは有効な手段

- 携帯電話は契約数が1億を超え、既に加加入電話の加入数を大きく上回り、固定電話を有さない住居も存在する等、国民生活に不可欠な通信サービスになっており、将来的に加加入電話に代わるユニバーサルサービスと位置づけられることも想定
- このため、ソフトバンクの要望しているとおり、**公益性・緊急性の高い緊急通報については可能な限り整備されるべきであり、ローミングはその有効な手段**
- ローミングのルール化は、まずドミナント事業者から行うべき

(イー・モバイル)

## 多大なコストが予想。最も国民的利益に合う方法の模索が必要

- 国民的利益の観点から、緊急通報を確保することは重要
- ただし、現行の携帯電話システムにおいて**緊急通報呼のみをローミングによって確保することについては、設備改修等に多大なコストがかかることが予想されるため、緊急通報の確保については、技術面、費用面、環境面、時間面等多角的な視点で検証を行い、最も国民的利益に合う方法を模索することが適当**

(KDDI)

## 緊急通報に限定したローミングは否定し得ないが、実現可能性・有効性の整理が必要

- 公益性・緊急性の観点から、設備構築状況の格差が解消されるまでの間、緊急通報に限定してローミングを行うこと自体は否定し得ないものと認識しているが、緊急通報のローミングによる対応については、法令上緊急機関から発信者に呼び返しができる仕組みが必須等の課題があり、実現可能性や有効性についてきちんと整理することが必要**
- 他携帯電話事業者から当社への緊急通報に限ったローミングを申し込まれた場合には、開発コストや網使用料を含めたランニングコストの負担を前提に協議・検討することはやぶさかではない

(NTTドコモ)

## 緊急通報に限定したローミングでは不十分

- 800MHzと2GHz帯ではカバレッジに差異が生じることから、**緊急通報に限ってローミング対象とするのは不十分**
- 消費者利益の向上の観点から、**公益性・緊急性の高い家族や知人への安否連絡を含む、その他通信も対象とすべき**
- ローミング受入れ事業者にローミング収益の全てを提供する方式を採用することにより、自社エリア拡大のためのネットワーク構築に対するインセンティブが確保されることから、ローミングにより設備競争が阻害されることはない**

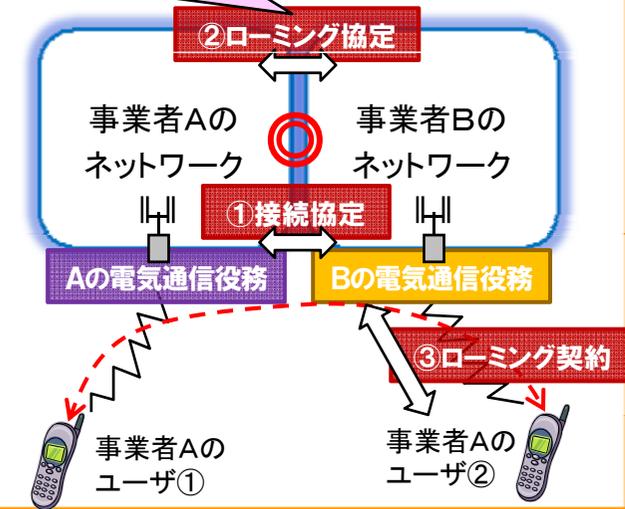
(SBM)

## ローミングを実現するために考えられる形態

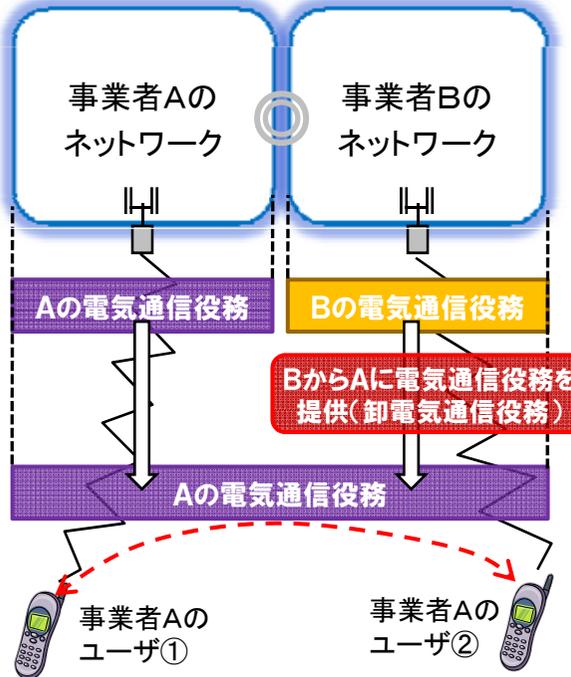
(下図の例で言うと、事業者Aのユーザ②が、事業者Bのネットワークで発着信できるようにするための形態)

### 接続協定+ローミング協定(ローミング契約)形態

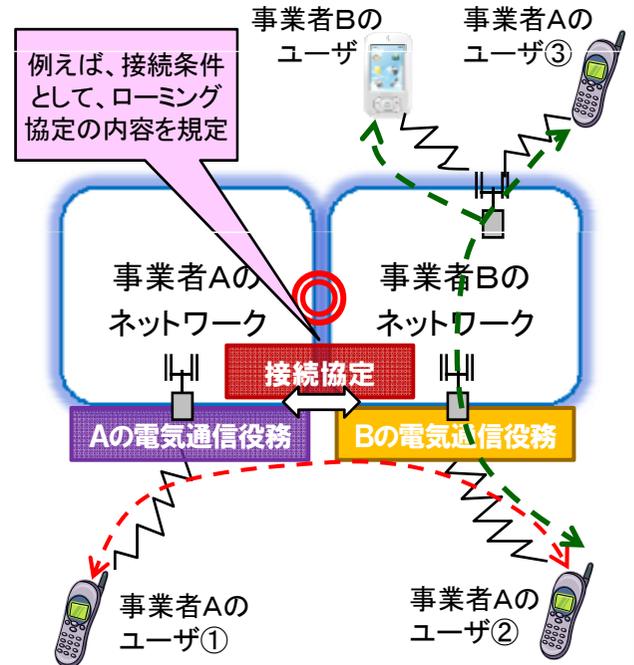
➤Bのネットワークで、Aのユーザも発着信できるようにするための協定  
(BからAに対し、②に係る通話料債権を譲渡(AはBに手続きを支払))



### 卸電気通信役務形態



### 接続協定形態



- 事業者A・B間で、接続協定に加えて、ローミング協定を締結
- 当該協定に基づき、事業者Bとローミング契約を締結した事業者Aのユーザ(上図ではユーザ②)は、事業者Bのユーザとして、事業者Bのネットワークを通じた発着信サービスを利用可能
- なお、ローミング協定は、接続協定や卸電気通信役務と異なり、電気通信事業法上の位置付けのない民衆の協定(⇒事業法上の紛争処理機能等の利用は通常想定されない)

- 事業者Aが、事業者Bのネットワークに係る電気通信役務の提供を受けて、自網に係る電気通信役務と一体として、自らが利用者(上図ではユーザ②)に対してサービスを提供する形態(⇒事業者Bとユーザ②の間に契約関係なし)
- 卸電気通信役務については、不当な差別的取扱いの場合の業務改善命令、総務大臣の裁定、紛争処理委員会の紛争処理等の対象
- 国際ローミングでは、当該形態が一般的

- 接続形態による役務提供とは、接続点を分界として、事業者AとBそれぞれの電気通信役務がセットとなり、サービス提供される形態であることが必要
- このため、事業者Bの電気通信役務のみで提供される場合、例えば、
  - ・事業者Aのユーザ②から発信し、事業者Aのユーザ③や事業者Bのユーザに着信する場合、
  - ・また、事業者Bのユーザから発信し、事業者Aのユーザ②に着信する場合について、
 接続形態による役務提供と捉えることは困難

## 設備競争とサービス競争

**設備競争(facility based competition)**  
各電気通信事業者が自ら構築したネットワークを用いて利用者に対しサービス提供をする競争

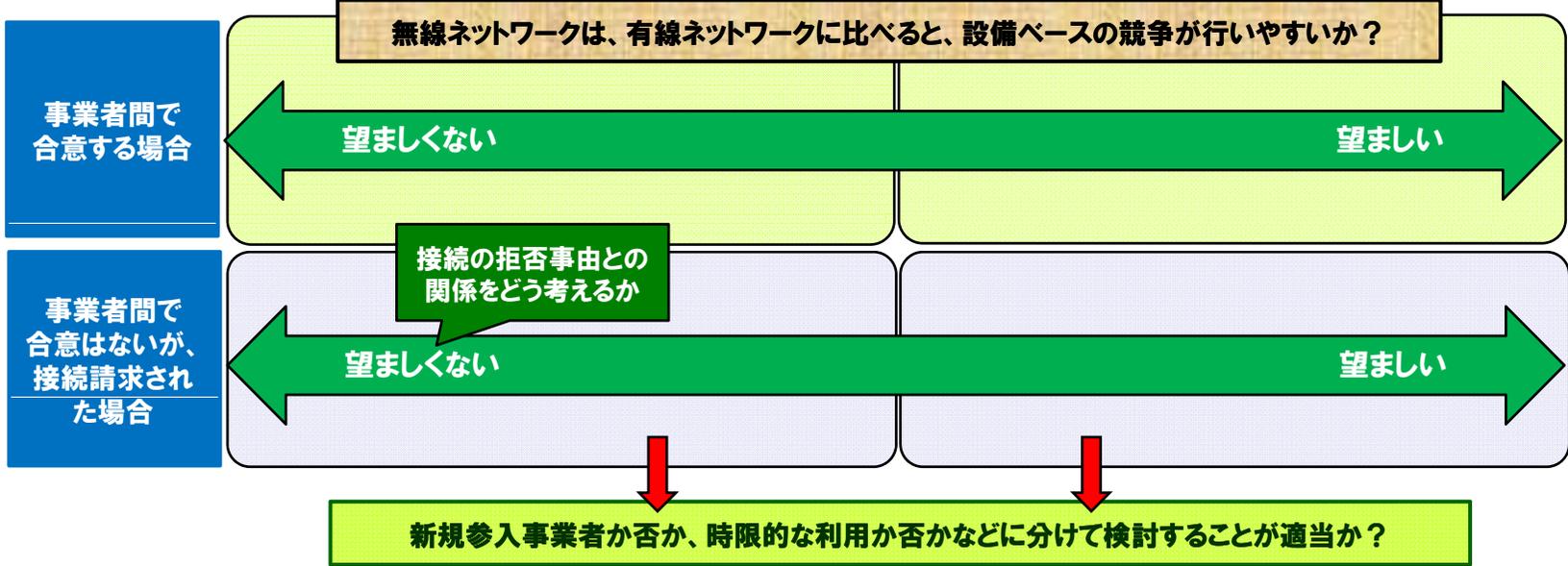
**サービス競争(service based competition)**  
自ら構築したネットワーク又は他の電気通信事業者の構築したネットワークを用いて利用者に対しサービス提供をする競争

これまで「設備競争」と「サービス競争」の双方を促進( サービス競争の促進の観点から、接続ルールの整備等)

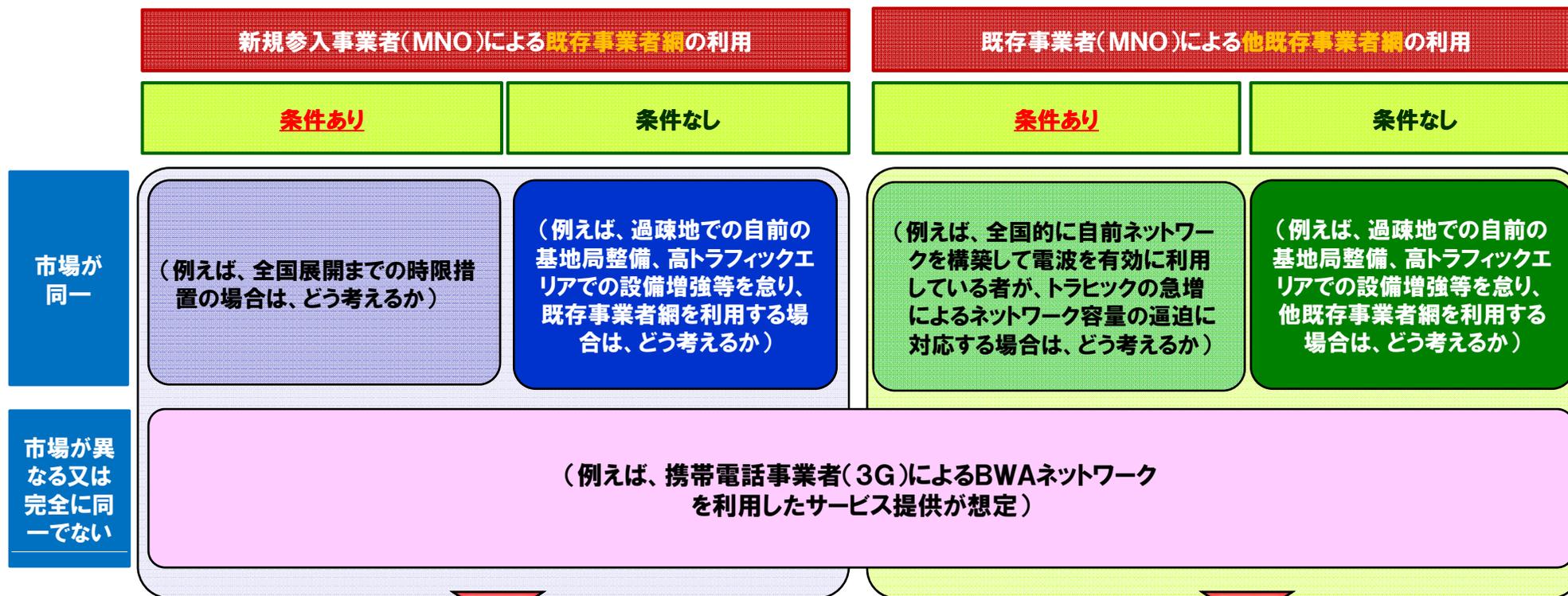
## 移動通信事業者(MNO)による他の移動通信事業者網の利用

### 設備競争とサービス競争のバランス

設備競争重視 ← → サービス競争重視

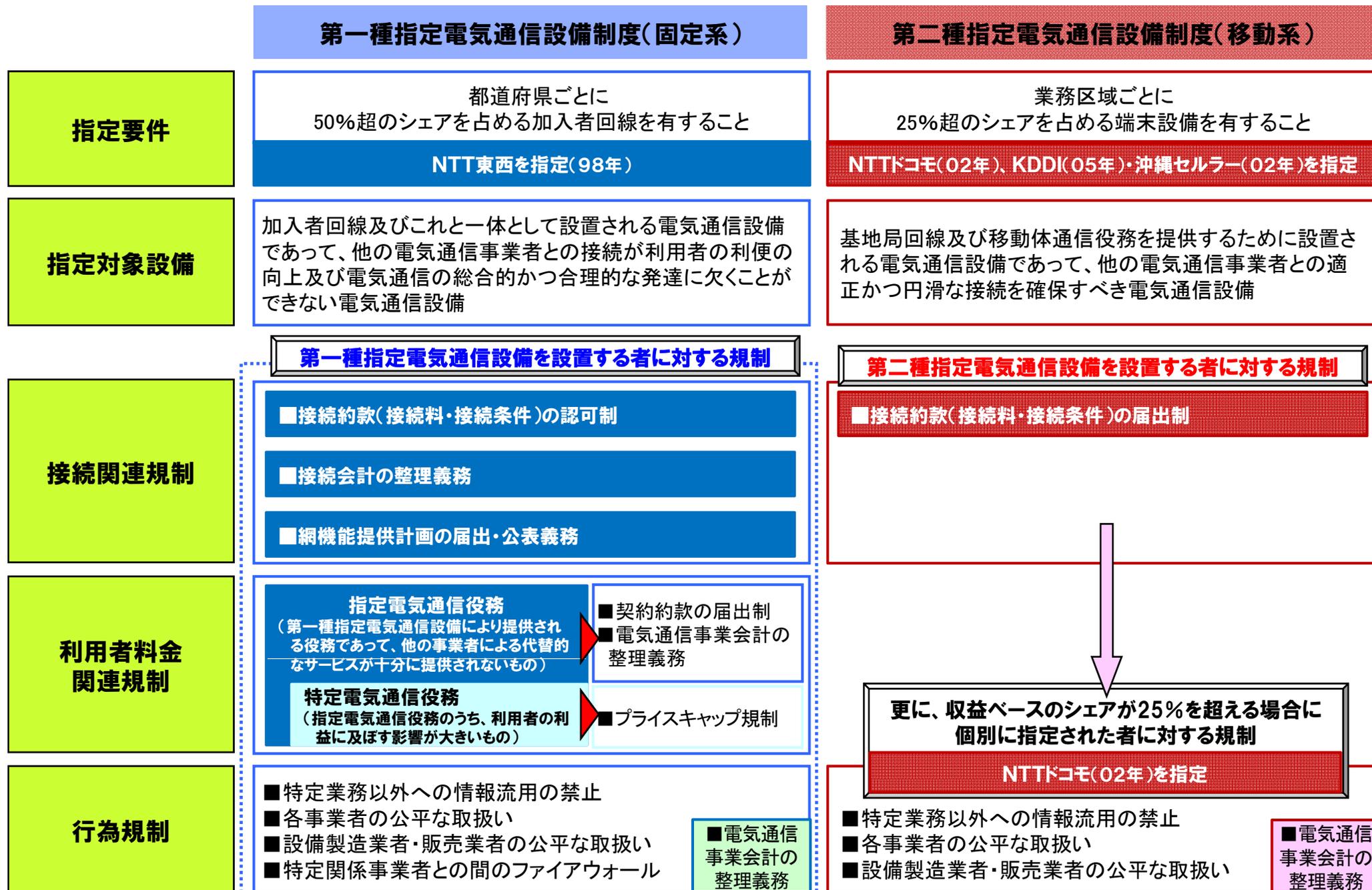


## 既存事業者網の利用形態



- 新規参入事業者(MNO)による既存事業者網の利用、既存事業者(MNO)による他既存事業者網の利用について、設備競争・サービス競争の観点等を踏まえ、どのように考えるか。
  - ① 競争促進や利便性の向上等の観点から、許容されるような利用形態としてどのようなものが考えられるか。
  - ② 電気通信の健全な発達等の観点から、慎重に検討が必要な利用形態としてどのようなものが考えられるか。
- 競争促進等の観点から許容される既存事業者網の利用形態がある場合、当該形態による利用を促進する観点から、講じるべき措置はあるか。
- また、電気通信の健全な発達等の観点から望ましくない既存事業者網の利用形態がある場合、当該形態による利用を防止する観点から、事業者間合意がある場合、事業者間合意はないが接続請求等をされた場合、それぞれについて講じるべき措置はあるか。

# 參考資料



## 第一種指定電気通信設備制度(97年事業法改正)

### 背景(96年答申)

- 電気通信事業法の制定(84年)により創設された接続制度は、接続を義務として規定せず、事業者間協議を前提としていた。
- サービスの多様化が進む中で、フレームリレーサービスや仮想専用網(VPN)サービスのような新サービスの提供を巡って接続協議が難航し、また接続料の対象となる費用範囲についても継続的に協議が行われるなど、事業者間協議を前提とする制度は必ずしも有効に機能しない状況。

### 制度趣旨(96年答申)

- 電気通信サービスの利用者は、加入者回線で事業者のネットワークとつながっており、最終的には加入者回線を経由しなければ、当該利用者にはつながらない構造となっているため、加入者回線を有する事業者は、利用者に対する他事業者からのアクセスを独占している状況。
- このように、**加入者回線を相当な規模で有する事業者のネットワークへの接続は、他事業者の事業展開上不可欠**であり、**利用者の利便性の確保からも**、当該ネットワークの利用の確保が**不可欠**。
- しかし、相当規模の加入者回線を有する事業者は、接続協議において圧倒的に優位に立ち得ることから、事業者間協議により合理的な条件に合意することが期待しにくい構造。**
- したがって、当該ネットワークへの透明、公平、迅速かつ合理的な条件による接続を確保することにより、競争を促進し、かつ、利用者利便の増進を図るため、一般的な接続ルールに加えて、特別な接続ルールとして、(第一種)指定電気通信設備制度の創設が必要。

## 第二種指定電気通信設備制度(01年事業法改正)

### 背景(96年答申)

- 移動体通信事業者は、①基地局間又は基地局と交換局間の伝送路を有していないこと、②移動体通信事業者が扱う通信のほとんどは固定通信事業者との間のものであり、固定通信事業者の依存が高いことから、指定電気通信設備の対象は、当面固定通信事業者に限り、指定電気通信設備の定義は、接続ルールの見直し時に実態を踏まえて見直すことが適当。

### 制度趣旨(00年答申)

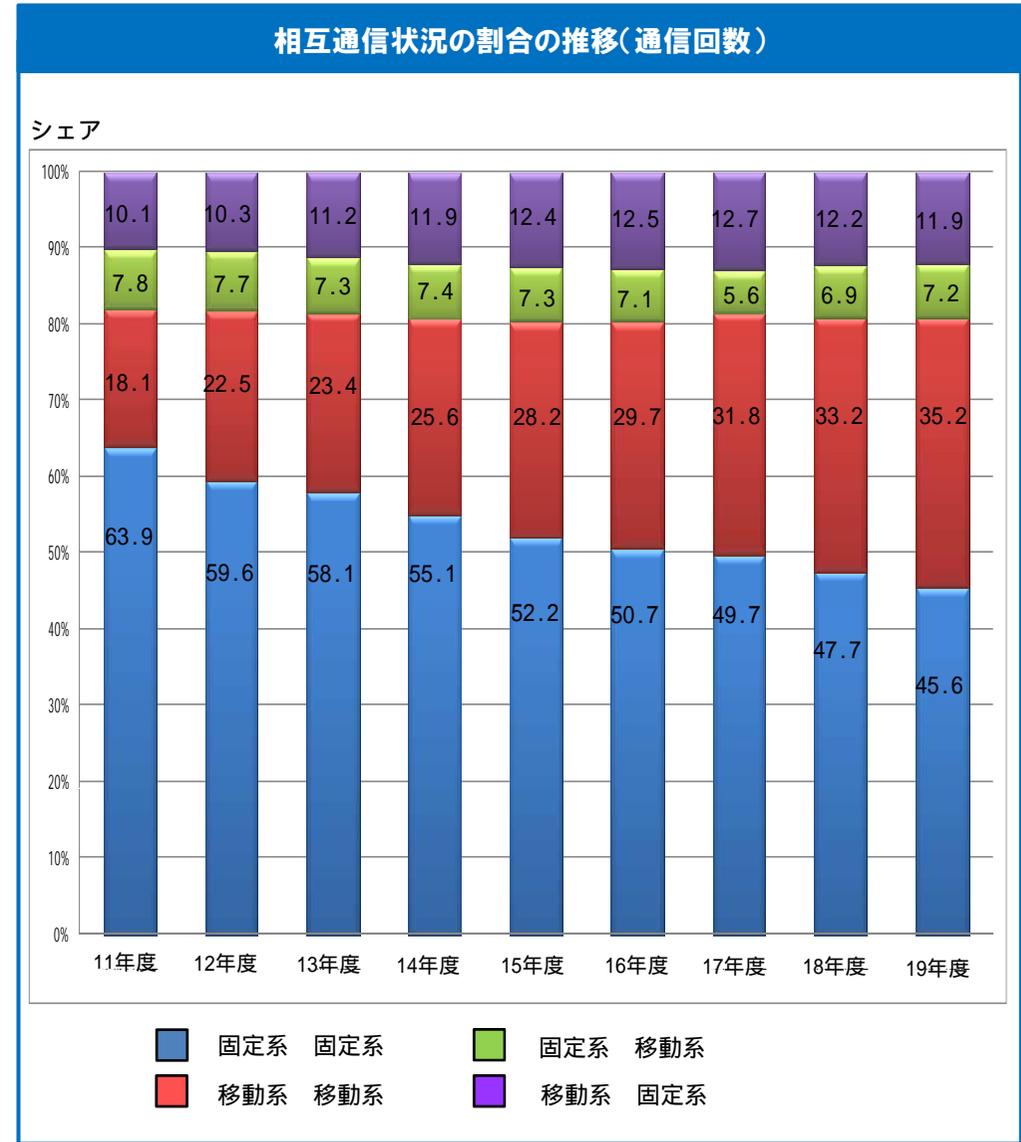
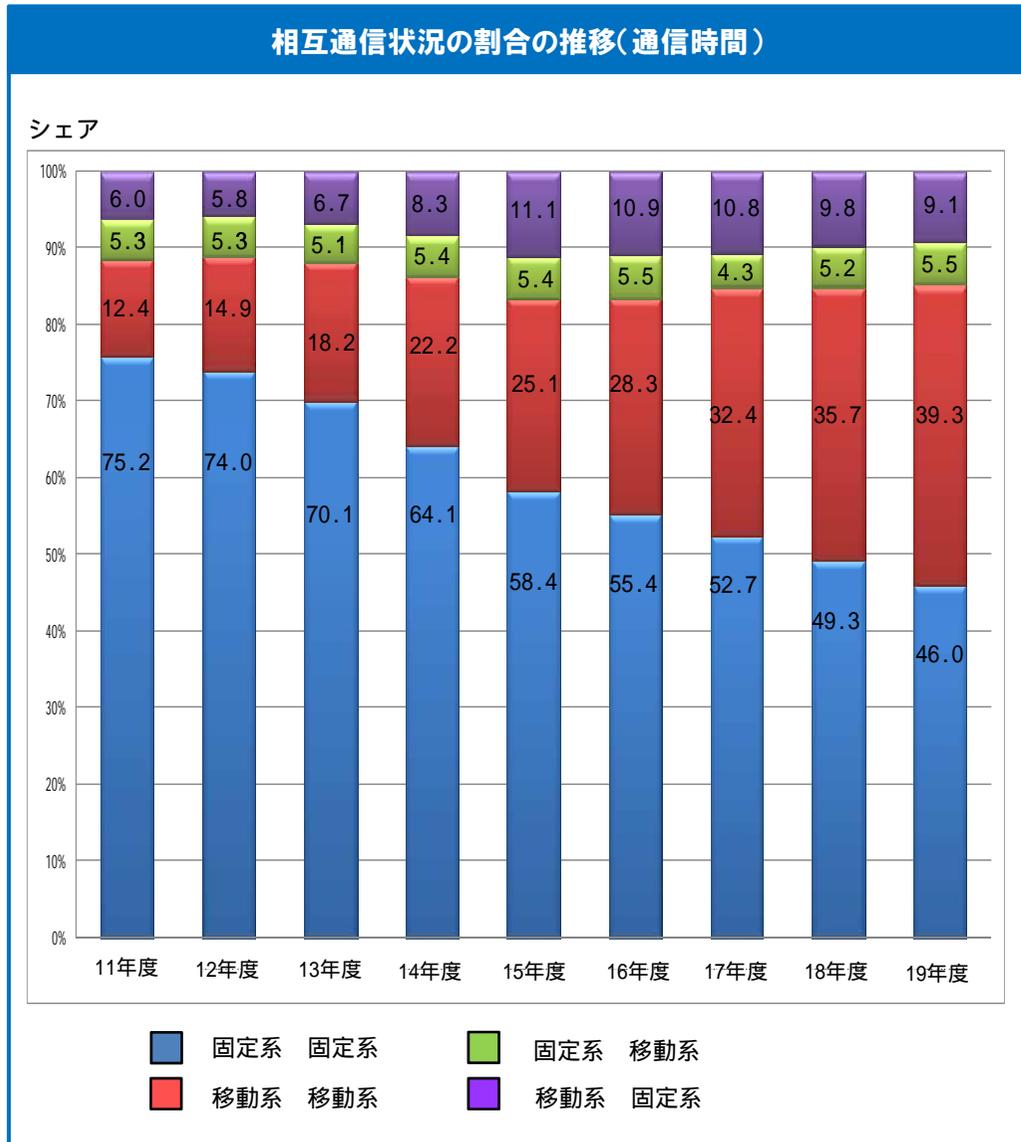
- 移動体通信市場で市場支配力を有すると認定された事業者は、多数の加入者を直接収容するため、他事業者は当該事業者との接続を行わなければ、多数の加入者との間で通信を行えないことになるので、当該事業者の設定する接続条件如何によっては市場に参入し、サービスを継続すること自体が困難となる。**
- 当該事業者は、接続事業者との相対関係において強い交渉力を有することになり、交渉上の優位性によって不当な差別的取扱いや原価を上回る接続料が設定されると、接続事業者は市場から容易に排除される可能性。**
- また、一方の側で多数の加入者を収容していないために接続交渉の迅速化のインセンティブが他方の側にしか働かないような状況では交渉自体がともすると遅延し、市場の参入に支障を来す可能性。**
- このような市場からの排除がないようにするための最低限の担保措置として、接続料を含む接続条件に関して透明性をより確保することを基本としたルールとして第二種指定電気通信設備制度の創設が必要。

### 移動体通信事業者の設備にポトルネック性がないとされた理由(00年答申)

- ①移動体通信市場においては、固定網と異なり、**電気通信設備を設置する事業者が地域単位に3以上存在すること**
- ②固定網とは異なり、複数の移動体通信事業者が、**加入者回線を含め自ら設備を構築**しており、かつその設備が**各社遜色なく、全国にエリア拡大**されており、加入者回線を含めたネットワークの代替性が存在していること
- ③移動体通信事業者の加入者や、その扱う通信量が移動体間の通信も含めて増えているが、それでも**移動体間の通信は全体の5分の1以下(99年度)**にとどまっており、また、**固定網が各家庭や事業所への最終通信手段(ラストリゾート)**となっているのに対して、**移動体網は主として個人単位でのオプションな通信手段として普及拡大**しており、**単純な量的な拡がりで見られるよりも移動体のポトルネック性は弱いこと**

# 相互通信状況の割合の推移(通信時間・通信回数)

■主流であった固定系→固定系の通信に代わり、移動系による発着信の割合が通信時間、通信回数ともに増加傾向にある。



# 接続料算定の制度的枠組みの差異①

## 第一種指定電気通信設備制度

## 第二種指定電気通信設備制度

電気通信事業法における  
接続料算定に係る規定

接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること(§ 33Ⅳ②)  
【接続約款の認可基準】

能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものであるとき(§ 34Ⅲ④)  
【接続約款の変更命令の発動要件】

接続料設定の対象機能  
(アンバンドル機能)

### 省令で個別に規定

＜アンバンドルの考え方＞  
過度の経済的負担を与えることがないように留意しつつ、他事業者の要望があり、技術的に可能な場合は、アンバンドルが必要

### 省令上等の定めなし

接続料原価の算定方法

### 省令で機能ごとに規定

- 実績原価方式(ドライカッパ、ラインシェアリング、専用線等)
- 将来原価方式(加入光ファイバ等)
- LRIC方式(固定電話等)
- キャリアズレート方式(INS1500等)

### 省令上等の定めなし

「適正な原価」の考え方  
と規制会計との関係

### 設備コストがベース→規制会計で担保

- 営業費や試験研究費などは、基本的に設備コストと無関係であり、接続料原価には算入しない
- これを担保するため、電気通信事業会計・接続会計の整理を義務付け

### 省令上等の定めなし→規制会計は整理不要

「適正な利潤」の考え方

### 省令で規定

①他人資本費用、②自己資本費用、③利益対応税の3項目を適正利潤とし、それぞれの算定方法を規定

### 省令上等の定めなし

精算制度

あり(実績原価方式)

なし

## 1. 事案の概要

- **日本通信**は、NTTドコモとの相互接続によりMVNO事業を行うことを希望し、協議を実施してきたが、事業者間協議が調わないことから、平成19年7月9日、総務大臣に対して相互接続に係る裁定を申請。

## 2. 主な争点

- **料金設定の在り方** — 日本通信は「エンドエンド」料金設定を希望。
- **接続料水準** — 日本通信は帯域幅課金を希望。
- **接続等に係る開発費用**

## 3. 裁定の概要

裁定申請事項	日本通信の主張 平成19年7月9日裁定申請	NTTドコモの主張 平成19年7月31日答弁書提出	総務大臣裁定 平成19年9月21日裁定案諮問、同年11月22日答申、30日裁定
1 NTTドコモの区間におけるサービスの内容	日本通信のサービスの提供に必要な範囲内で自然に決定されるもの	ユーザーに対して直接サービスを提供する責任を負うNTTドコモがその内容等を決定すべきもの	裁定対象とは認められず、裁定を行わない。 なお、ドコモと日本通信は協議を行い、接続協定に基づく接続条件等に従った形でのサービス提供を行うことが求められる。
2 利用者料金の設定	「エンドエンド料金」とし、日本通信が利用者料金を設定	「ぶつ切り料金」	利用者料金の設定は、「エンドエンド料金」とし、日本通信に利用者料金設定権を認めるのが相当。
3 エンドエンド料金とする場合の接続料体系	帯域幅当たり定額制課金	仮にエンドエンド料金の場合は、パケット当たり従量制課金	帯域幅課金（定額制）を採用することが相当。 なお、具体的な接続料金の算定方式については裁定事項4の問題。
4 接続料の金額	適正原価＋適正利潤 算定根拠に関する情報開示と詳細な検討が必要	接続料：原価に基づきパケット単位で計算	細目協議に至っておらず、裁定を行わない。 協議継続に当たっては、算定方式の合理性の検証が求められ、これに代入すべきデータについては可能な限り開示すべき。
5 開発を要する機能、費用負担等	開発内容・費用が疑問であり、不合理 本件開発項目は移動通信事業者が当然具備しておくべきものであるから、NTTドコモが費用負担すべき	本件の開発は日本通信の要望に従うために特別に必要な開発であり、費用は日本通信が負担すべき	細目協議に至っておらず、裁定を行わない。 ただし、費用負担については、接続要望に伴う追加コストである以上、原則、日本通信において応分負担すべき。また、通信障害等を起こさずに、全利用者が公平に電波の利用を享受できるようにするMNOの責務に配慮。 協議継続に当たっては、開発費用の検証に客観性を確保するとともに、その内訳について可能な限り開示すべき。

## 4. 電気通信事業紛争処理委員会による総務大臣に対する勧告

- **総務大臣**においては、本件裁定内容を「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に反映させることのほか、**接続料金の算定の在り方**などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する事項について、適時適切に検討を行い、所要の措置を講じられることを勧告する。

# 接続約款の必要的記載事項等の比較

第一種指定電気通信設備関係	第二種指定電気通信設備関係
一・イ <b>総務省令で定める</b> 標準的接続箇所における技術的条件	一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所
一・ロ <b>総務省令で定める</b> 機能ごとの接続料	二 一に定める箇所における技術的条件
一・ハ 一種指定事業者と接続事業者の責任に関する事項	三 接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額
一・ニ 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別	四 二種指定事業者及び接続事業者の責任に関する事項
一・ホ イからニのほか、接続を円滑に行うために必要なものとして <b>総務省令で定める事項</b>	三 電気通信役務に関する料金を定める事業者の別が適正・明確に定められていないとき
一 他事業者が接続の請求等を行う場合における次の事項	五 接続協定の締結及び解除の条件
イ 他事業者が接続の請求等を行う場合の手続であって次に掲げる事項を含むもの	六 接続の請求を受けた日から接続の開始の日までの標準的期間
(1) 端末系伝送路設備の線路条件、光信号用の伝送路設備の敷設状況その他接続の請求に際して必要な情報の開示を受ける手続	
(2) 接続の請求を行い当該請求への回答を受ける手続	
(3) 光信号用の中継系伝送路設備への接続の請求を行い当該請求への回答を受ける手続であって、一種指定事業者が当該設備を利用することとした場合の手続と同一のもの	
(4) 接続協定の締結及び解除の手続	
ロ 接続の請求に際して必要な情報の開示を受け接続が開示される日までの標準的期間	
ハ 接続の請求の日から当該請求への回答を受け接続が開始される日までの標準的期間	
二 コロケーションに係る手続・料金等に係る事項	七 二種指定事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項
三 現に設置する屋内配線を他事業者が利用する場合における工事等に係る事項	八 重要通信の取扱方法
四 工事費等の料金	
五 一種指定事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項	
六 重要通信の取扱方法	
七 他事業者が接続に関して行う請求及び一種指定事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式	十一 他事業者との協議が調わないときの法第154条第1項等の仲裁による解決方法
八 他事業者との協議が調わないときの法第154条第1項等の仲裁による解決方法	
九 番号ポータビリティ機能の接続料に関する事項	九 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続に関する事項があるときは、その事項
十 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項があるときは、その事項	十 有効期間を定めるときは、その期間
十一 有効期間を定めるときは、その期間	
二 接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定された原価に照らし公正なものであること	四 取得すべき金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものであるとき
三 接続条件が、利用部門が接続する場合に比して不利なものでないこと	五 他の電気通信事業者に対し不利な条件を付すものであるとき
四 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと	六 特定の電気通信事業者に不当な差別的な取扱いをするものであるとき

(総務省令で定めるところにより) 接続の実施前に届出) 【事業法 § 34 II】

約款変更命令の発動要件 【事業法 § 34 III】

※一・ホの内訳にある漢数字等は、電気通信事業法施行規則 § 23の4 II の号番号等。それ以外は、電気通信事業法 § 33IV の号番号等。

※上記漢数字は、電気通信事業法施行規則 § 23の9の3の号番号

# 接続により提供する機能と接続料が設定されている機能

## NTTドコモ(接続約款)

## KDDI(接続約款)

### 基本接続機能

通話モード接続機能	当社のmoviサービス契約者回線又はFOMAサービス契約者回線との通話モードによる通信を行う機能
64kb/sデジタル通信モード接続機能	当社のFOMAサービス契約者回線との64kb/sデジタル通信モードによる通信を行う機能
衛星電話接続機能	当社の衛星電話サービス契約者回線との通信を行う機能
MNP転送機能	MNPを実現するために他社契約者回線であることを識別して相互接続通信の経路を着信事業者に設定する機能
MNPリダイレクション機能	MNPを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供する機能
直接続機能	当社のmoviサービス契約約款に定める専用回線等接続契約又は専用回線等接続サービス契約約款に定めるデータ系直取契約により提供する電気通信サービスと同等の通信を行う機能
直取パケット接続機能	当社の専用回線等接続サービス契約約款に定める第1種接続装置又は第2種接続装置を介して提供する電気通信サービスと同等の通信を行う機能
FOMA直取パケット接続機能	FOMAサービス契約者が指定する移動無線装置との間に設定される当社の契約者回線と協定事業者の電気通信設備との間の通信を直取パケット交換機を介して行う機能
MVNO回線管理機能	MVNOサービス契約者回線に係る情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能
iモード移動無線装置パケット接続装置機能	iモード移動無線装置のうち、FOMAサービス契約約款に規定するiモード機能を利用可能な移動無線装置との間に設定される当社の契約者回線と協定事業者の電気通信設備との間の通信をiモード移動無線装置接続用パケット交換機を介して行うために必要な6.3Mb/sの符合伝送が可能な接続装置を利用する機能

### 付加接続機能

位置情報提供機能	当社がiモード移動無線装置パケット接続機能を提供する協定事業者に対して、iモード移動無線装置の位置情報を提供する機能
MVNO課金情報提供機能	当社がMVNO回線管理機能を提供する協定事業者に対して、協定事業者が課金するために必要なMVNOサービス契約者回線に係るパケット通信量の情報を当社が定める方法により提供する機能
事業者課金機能	iモード移動無線装置接続用パケット交換機を介して行われるiモード移動無線装置との間に設定される当社の契約者回線とiモード移動無線装置パケット接続機能を利用する協定事業者の電気通信設備との間の通信に係る利用者料金をその協定事業者に課金する機能

端末接続機能	相互接続点と契約者回線との間の相互接続通信を伝送交換する機能(映像等通信接続機能を除く。)
映像等通信接続機能	相互接続点と契約者回線との間の相互接続通信(au通信サービス契約約款で定めるテレビ電話機能に係るものに限る。)を伝送交換する機能

携帯電話番号ポータビリティ転送機能	携帯電話番号ポータビリティにおいて、当社が移転元事業者となる場合であって、相互接続通信の接続経路を移転先事業者に設定する機能
携帯電話番号ポータビリティリダイレクション機能	携帯電話番号ポータビリティにおいて、当社が移転元事業者となる場合であって、協定事業者からの要求により移転先事業者に係る情報を返送する機能

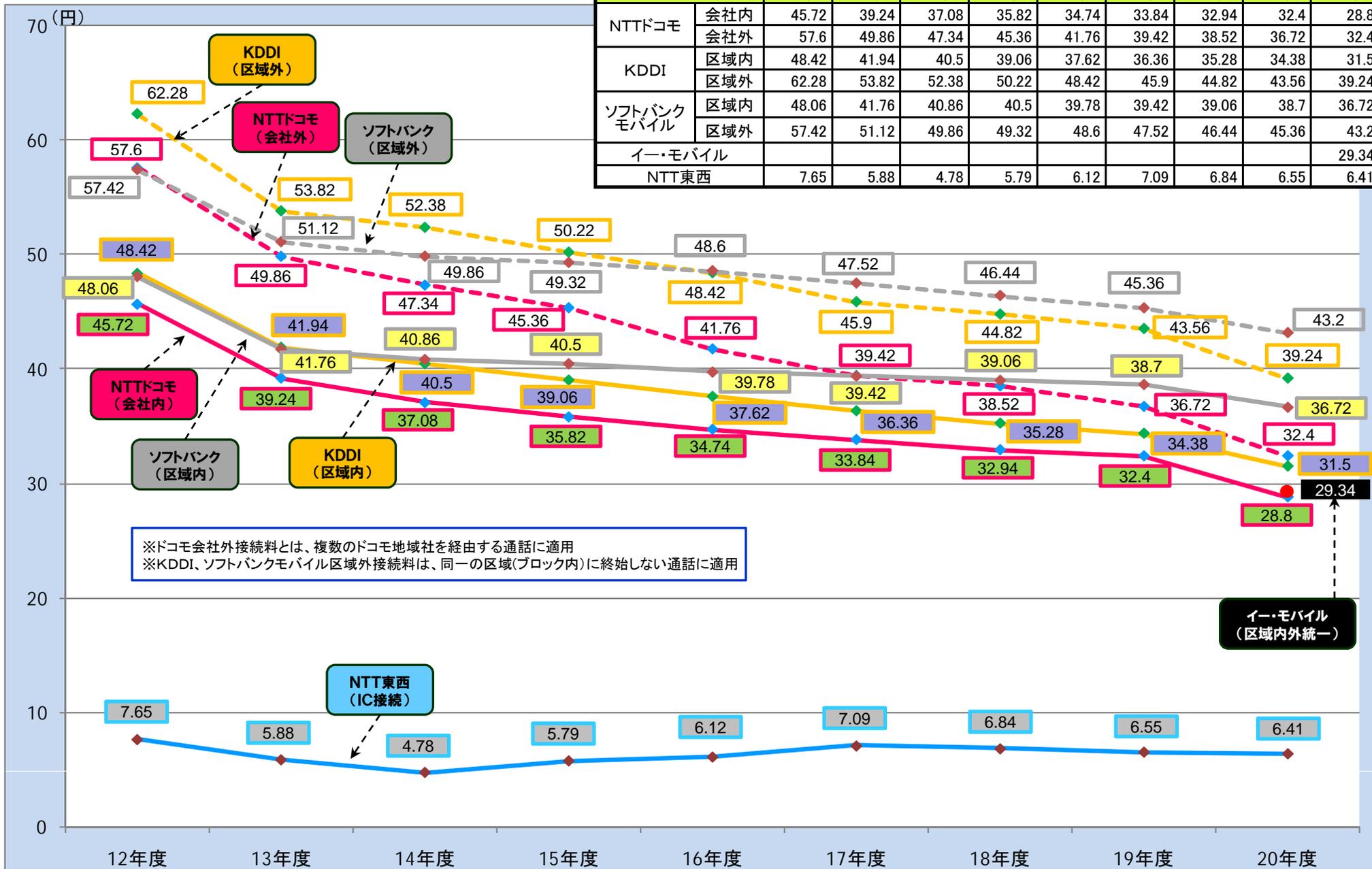
直取パケット接続機能	当社の契約者回線と協定事業者の電気通信設備との間の通信を直取パケット交換機を介して行う機能
------------	---

オプション機能接続機能	au通信サービス契約約款により提供するオプション機能等であって、接続にあたり当社が当然利用できるものとしている機能
-------------	---

※網掛けは接続料が設定されている機能

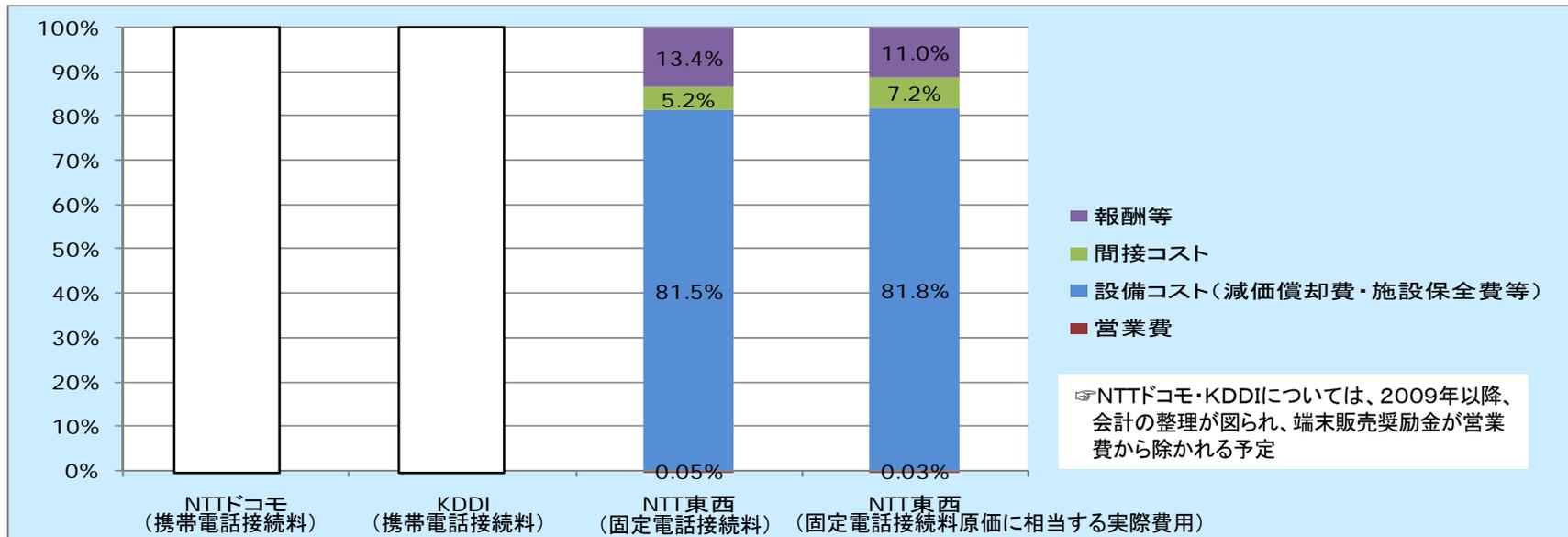
# 電話に係る接続料(3分換算)の推移

		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
NTTドコモ	会社内	45.72	39.24	37.08	35.82	34.74	33.84	32.94	32.4	28.8
	会社外	57.6	49.86	47.34	45.36	41.76	39.42	38.52	36.72	32.4
KDDI	区域内	48.42	41.94	40.5	39.06	37.62	36.36	35.28	34.38	31.5
	区域外	62.28	53.82	52.38	50.22	48.42	45.9	44.82	43.56	39.24
ソフトバンク モバイル	区域内	48.06	41.76	40.86	40.5	39.78	39.42	39.06	38.7	36.72
	区域外	57.42	51.12	49.86	49.32	48.6	47.52	46.44	45.36	43.2
イー・モバイル										29.34
NTT東西		7.65	5.88	4.78	5.79	6.12	7.09	6.84	6.55	6.41



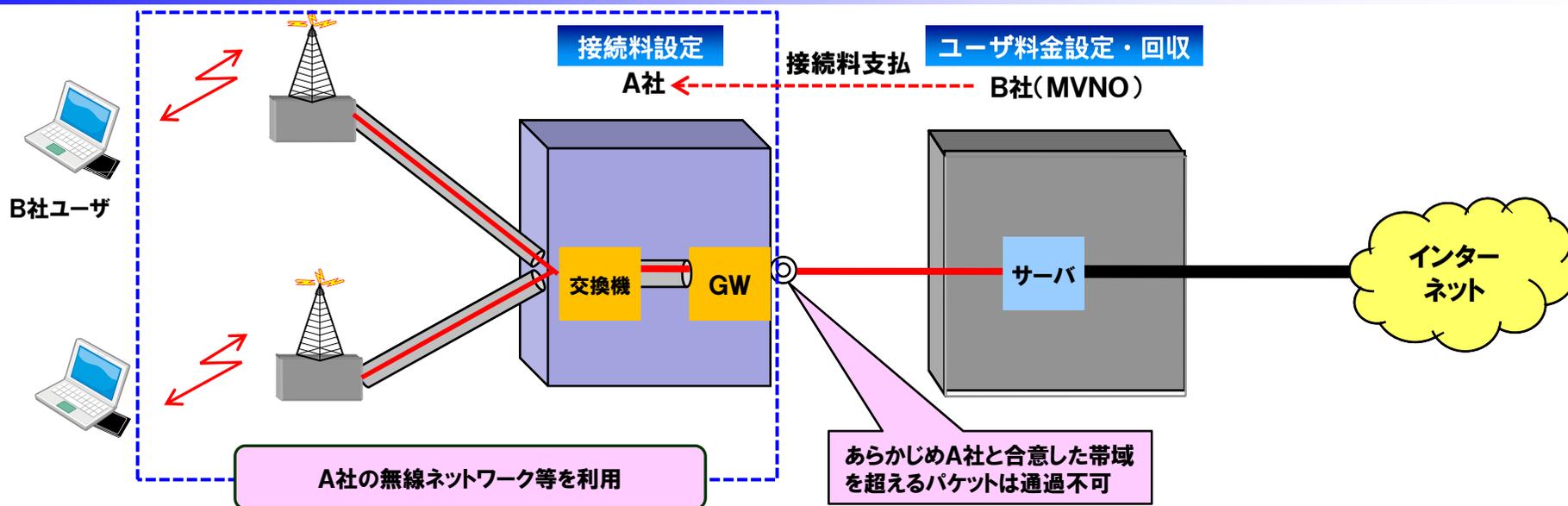
イー・モバイル  
(区域内外統一)

■接続料原価の構成割合(07年度接続料。NTTドコモ、KDDIは08年度接続料)



■第二種指定電気通信設備に係る接続料原価の算定方法

## ■パケット通信に係る接続のイメージ



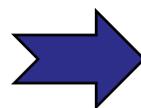
## ■MVNO向けパケット帯域幅接続料の算定フロー

■新規参入事業者がサービスエリアを既存事業者と同程度まで拡大するには相当の期間やコストが必要となることや、空中線(アンテナ)を設置するための鉄塔などを設置する物理的空間が限られており、景観上の問題等で新たな鉄塔等の設置が困難な場合もあることを踏まえ、鉄塔など設備の共用ルール整備、ローミングの制度化についてどのように考えるか。

## 設備共用の例



景観上の問題により、競争事業者による鉄塔の新規設置が困難



既存事業者の鉄塔に競争事業者のアンテナを設置  
(電気通信事業法における設備共用の考え方を整理)

## ローミングの例

